

月見松遺跡緊急発掘調査報告書

一天竜川河岸段丘上における縄文中古(初頭一終末)集落址一

1968.12.

長野県伊那市教育委員会

月見松遺跡緊急発掘調査報告書

一天竜川河岸段丘上における縄文中期(初頭—終末)集落址一

1968.12.

長野県伊那市教育委員会



月見松遺跡出土顔面把手付甕形土器 (通高 60 cm)

序

天竜川、三峯川、小沢川など大小の諸河川が合流するわが伊那市は、きわめて自然条件にめぐまれ、エジプトのデルタ地帯になぞらえられるほど、悠久の大古から人類文化が栄えたのか数多くの埋蔵文化財が存在しており、わたくしたち市民の誇りとしていたところであります。

しかしながら伊那市が近代都市として発展していくためには産業や交通の変革がまず要請されるところであり、都市部と農村とを問わず急激な開発計画の実行に迫られてきました。このための土地造成により埋蔵文化財の破壊が至るところに発生してきました。

文化財保護法には「文化財は国民共有の財産である」ことが規定されており、この保護についても地方自治体に一ぱんの責任が存在するわけであります。わが市としましても国の文化財保護委員会や県のご指導のもとにこの点に留意して参りました。

ここ両三年間をかえりみましても、特に国県補助事業としてまず御殿場遺跡、つづいて三ツ木遺跡、福島遺跡緊急発掘による記録保存事業を手がけ、本年は、また月見松遺跡の緊急調査を行なったのであります。しかしに発掘の結果この遺跡の文化的価値は非常に高く、将来の学問的研究や教育的効果からみても、これを永久に管理保存する必要があるという市民の声が高まりましたので発掘の過程において文化庁、県、調査団の意見を取り入れ、月見松遺跡の一部を永久に保存管理し、市民の文化的向上に資するため史跡公園化を計ることとなりました。伊那市の将来にとってこれほど喜ばしいことはないと思われたので、早速そのための必要な準備を事務当局に用意させてきました。

この報告書がこの遺跡の性格を永遠に記録し、やがて完成される史跡公園のための基礎資料として役立つことを願ってやみません。

終りにこの事業について補助金等について再三ご配慮を賜った文化庁ならびに県教育委員会、そして本発掘調査に携わり幾多の困難を克服して本事業所期の目的をりっぱになし遂げられた多くの関係者各位の勞に対し満腔の謝意と敬意を表するものであります。

伊那市長 田畠五郎司

はしがき

月見松遺跡は古くから遺物が出土して居り、地域の耕作者によって大量の土器、石器が動かされ長い間表土にさらされてきたが、「先史及び原始時代の上伊那」により、始めて学問的に取りあげられ、日本の考古学界においても、つとに貴重な遺跡として位置づけられてきた。しかしながら産業開発の進展にともない、この月見松遺跡も大きな時代の波をかむることになった。いろいろに取り沙汰されていた中央道通過地がこの遺跡にかかるということで、早晩緊急発掘は免れないと思われていたところ、それに先んじて西天竜土地改良区により、この地区全域が開田される運びとなってしまった。

昭和43年1月8日、関係者の協議により、該地区埋蔵文化財の発掘調査計画が打ち出された。そして松本深志高校の藤沢宗平先生を調査団長に、県教育委員会の林茂樹指導主事、その他郡内の考古学研究者、大学生等の御指導のもとに、3月22日より13日間の日程で発掘調査がはじめられた。発掘が進むにつれ、団長をはじめ調査員の方々の顔に喜びと緊張のいろが見えて、何か重要な遺物を掘りあてていることがわかった。縄文中期初頭を示す貴重な資料が掘り出されるということである。やがて、それが1ヶ所ばかりでなく、そこにもここにもと、結局この遺跡の重要な部分は縄文中期初頭の住居址群であることになった。これは大きな発見である。あたかも長い間探していたものに出あったことになる。当然この遺跡をこのまま無為に失ってはならない。国の指定をうけて永久に保存する必要があるとの意見が関係者から強くもりあがった。4月4日文化庁より岡田技官の来伊があり、現地をつぶさに検分された結果、史跡指定に充分値するとして、そのための諸般の有難い御注意と指示を頂戴した。伊那市教育委員会は予測しなかったこの事態をうけて、感激を新たにしながら市の理事者とも協議を重ね、是非國の史跡指定をうけるべく努力することにした。そしてやがては史跡公園として市民の憩いの場を設けるよう基礎的な準備を進めてきた。本報告書はそのための重要な資料であり、後日当局の御理解のもとにこの願いのかなうことを心から念じているものである。

本発掘調査事業を進めるにあたっては関係各位の並々ならぬ御協力のもとに極めて順調にことを進めていただき、また現地作業をさせたあとの遺物の整理、研究、報告書作成には、藤沢団長、林茂樹指導主事及び佐藤、下平、戸前、述那氏等調査員に御苦労を頼った。かくて、この事業が文化庁、県教育委員会社会教育課その他各位の絶大なる御協力によって今日の成果を得たことはまことに感激にたえません。ここに心から感謝のまことをささげます。

伊那市教育委員会教育長 小林重男

凡 例

1. この調査は、国県補助事業による緊急の記録保存事業であるため、早急に報告書刊行の義務を生じた。依ってこの報告書は、図版を主体にして、文章記述は簡略化した。
2. この調査は、土地改良事業に伴うもので、着工と併行して実施されたため、調査の主眼を、河岸段丘上における縄文中期前半期の集落構造の究明に絞った。したがって編集もこれに重点をおいた。他の詳細については、本報告書刊行の機会を待ちたい。
3. この報告書の執筆および図版作成分担は次のとおりである。保護措置の経緯（市教育委員会）、調査経過（林茂樹）、遺跡の環境（林茂樹）遺跡・遺構（戸前博之、下平秀夫）、遺物（佐藤攻、遮那藤麻呂、武藤雄六）。結言（藤沢宗平、林 茂樹）
なお写真撮影者は遺跡発掘状況（下平、戸前、遮那、林）、土器（林）である。
4. 今後、開発の活潑化に伴い、地方教育委員会の文化財保存事業も増加するのでこの参考のため、保護措置の大要を細大洩らさず記載した。

〔口絵写真解説〕

月見松遺跡第28号竪穴住居址の石器炉北西部から転倒した状態で出土した大形の甕である。高さ60cmを示す器形は、口縁が開き、ぶ厚い口唇は鋭く内折し、頸部が急に絞られ、相対する位置に厚い環状の把手が付され、肩部の下に最大巾(35cm)を持ち、以下底部に向ってスムーズに集約する。口颈部、底部は無文で器面は磨かれ、肩から胴下部にかけて、太い縦帯による弧状、山形、小判形文様で飾られた横割の文様帶が構成されている。(第13図-46参照)

総じて勝板式に過有の器形、施文であるが、この土器の特色は、口縁上に付けられる高さ11cmの顔面把手と土器の内部をものぞく表情をした球形の人面に相対する側、即ち正面側の土器胴部に付けられた肥厚した円形文は、姫姫した腹部を、その下に隆筋による逆三角形文は陰部を表現している点である。土偶の要素が、そのまま土器に表現されていることは、新しい知見であり、この土器の持つ呪術的性格をものがたっている。(林茂樹)

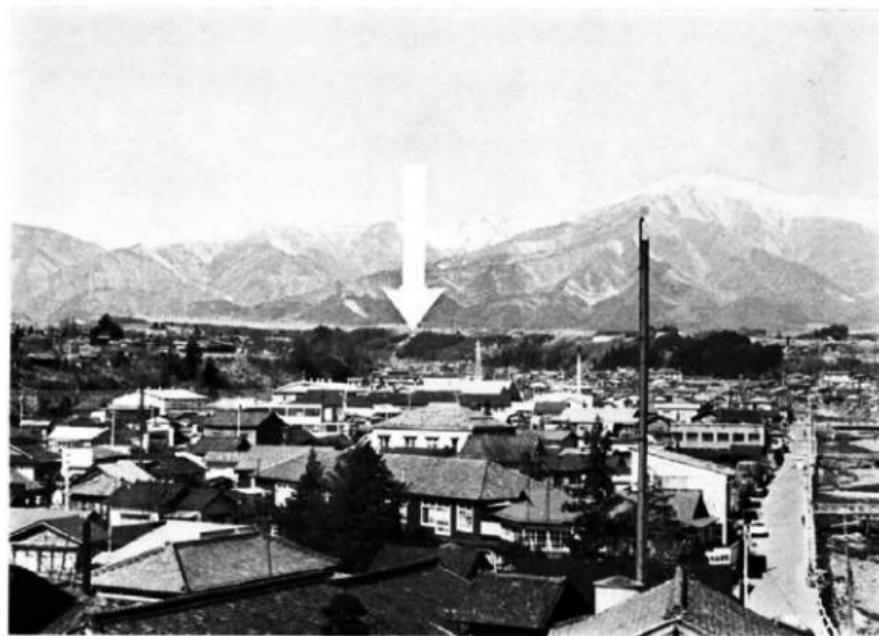
目 次

口 絵
序 文
はしがき
凡 例
目 次(付。図版目次および挿図目次)
図 版
(付 図版および挿図目次)

第Ⅰ章 月見松遺跡の環境	1
第1節 位 置	1
第2節 地形・地質	1
第3節 歴史的環境	2
第Ⅱ章 調査の経過	3
第1節 保護措置の経過	3
第2節 発掘調査の経過	8
第Ⅲ章 繩文時代の遺構	14
第1節 住居址	14
第2節 特殊遺構	21
第Ⅳ章 繩文時代の遺物	22
第1節 繩文式土器	22
第2節 石 器	28
第3節 土 製 品	30
第4節 自然遺物	31
第Ⅴ章 平安時代の遺構と遺物	32
第1節 住居址	32
第2節 遺 物	33
第Ⅵ章 結 言	37
挿 図	

図版および挿図目次

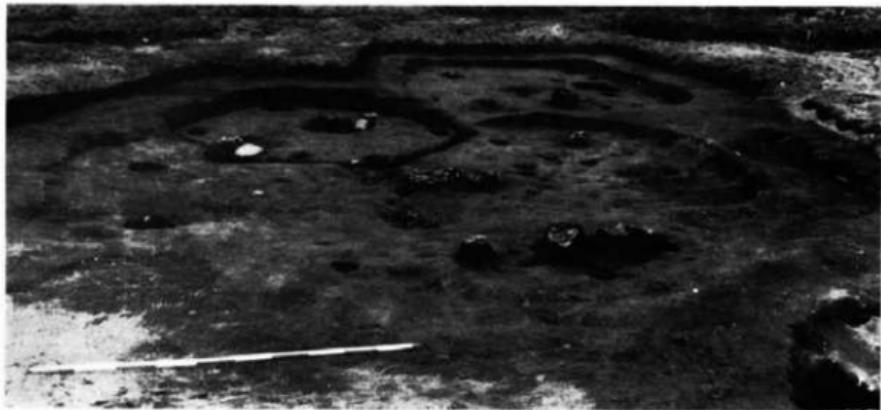
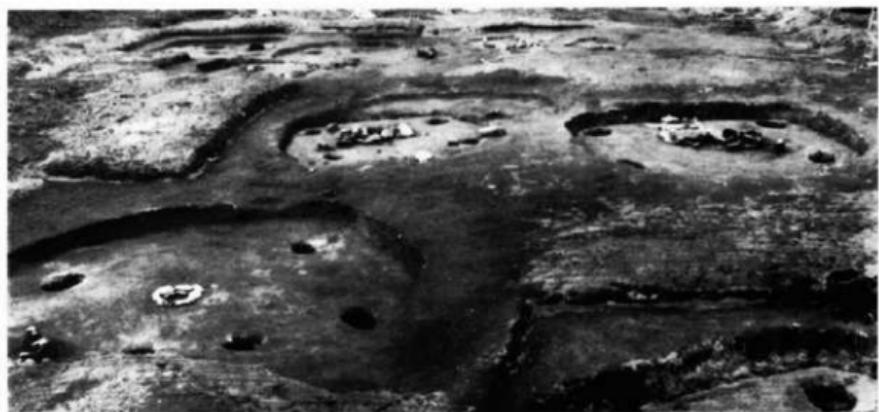
〔図種〕	〔番号〕	〔題名〕	〔位置〕	〔表示資料〕
口絵		顔面把手付大形甕		
図版	I	遺跡の位置、地形	上	航空写真「伊那市」
	II	竪穴住居址群出土状況	下	遺跡景観
図版	III	竪穴住居址群出土状況(1)	上	56区、59区、58区、59区
	IV	竪穴住居址群出土状況(2)	下	61区の1、61区の2
図版	V	竪穴住居址群出土状況(3)	上	第2、3、7、8、10号住居址
			中	第4、5、7、8、9、11、12号住居址
図版	VI	遺物出土状態	下	第9号址
			上	第14、15、23、25、26、33、34、35号住居址
			中	
図版	VII	縄文式土器出土状態(1)	下	第19、20、21、22、24、32号住居址
図版	VIII	縄文式土器出土状態(2)	上	第18、28号住居址
図版	X	埋葬出土状態	中	第37、38、40、42、43、47号住居址
図版	XI	縄文式土器(1)	下	第4・5号(複合)住居址
図版	XII	縄文式土器(2)	上	第56号住居址
図版	XIII	縄文式土器(3)	中	第46号住居址
図版	XIV	石製品及土製品	下	第56・81、28号住居址
〔図種〕	〔番号〕	〔題名〕	〔位置〕	〔表示資料〕
図版	XIV	歴史時代住居址及遺物	上	
			中	
			下	
第1図		遺跡の位置及地形	上	遺跡地形図(伊那) 47
			下	遺跡地実測図 47
第2図		住居址配置実測図		
第3図		竪穴住居址実測図(1)	 48
第4図		竪穴住居址実測図(2)	 49
第5図		竪穴住居址実測図(3)	 50
第6図		竪穴住居址実測図(4)	 51
第7図		竪穴住居址実測図(5)	 52
第8図		縄文式土器拓影(1)	 53
第9図		縄文式土器拓影(2)	 54
第10図		縄文式土器実測図(1)		A類、B類、C類 54
第11図		縄文式土器実測図(2)		C類、D類、E類、G類 55
第12図		縄文式土器実測図(3)		第Ⅰ型式、第Ⅱ型式 56
第13図		縄文式土器実測図(4)		第Ⅲ型式～第V型式 57
第14図		石器実測図		第V型式、第VI型式 58
第15図		石製品及土製品実測図		第V型式、第VII型式 59
第16図		鉄製品及陶器実測図		石鎌、石匙、石斧、石錘 60
				石鏟、石斧、土偶等 61
				鉄製鎌、刀子、土師器、灰釉陶器 62



図版 I 遺跡地形 上段 航空写真(中央伊那市街と天竜川) 下段 東方伊那市街から遠望



図版II 竪穴住居群出土状況(1) 上段・56~59区 下段61区の1~2



圖版III 墓穴住居址群出土狀況(2)
上段・第2, 3, 7, 8, 10号住居址
中段・第4, 5, 7, 8, 9, 11, 12号住居址
下段・第9, 11, 12号住居址



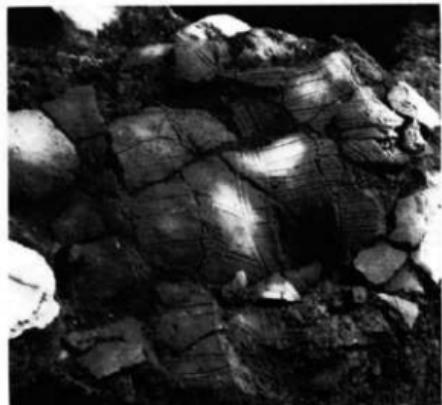
圖版IV 堅穴住居址群出土狀況(3)
上段・第9号住居址
中段・第14、15、23、25、26、33～35号住居址
下段・第19～22、24、32号住居址



圖版 V 嚓穴住居址群出土狀況(4)
上段·第18, 28號住居址
中段·第37, 38, 40, 42, 43, 47號住居址
下段·第4號, 5號重複住居址



圖版VI 遺物出土狀況
上段・第56号住居址繩文土器
下段・第46号住居址刀子及土篋器



56号址



81号址



56号址



56号址



56号址



址 28号

图版VII 繁文式土器出土状态(1)



51号址



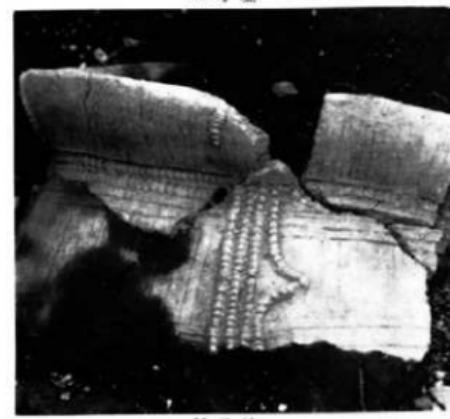
3号址



52号址



56号址



28号址

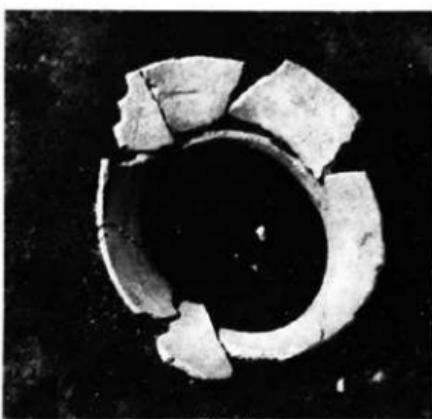


52号址

圖版VIII 鄒文式土器出土狀態(2)



40号址



12号址



47号址



29号址

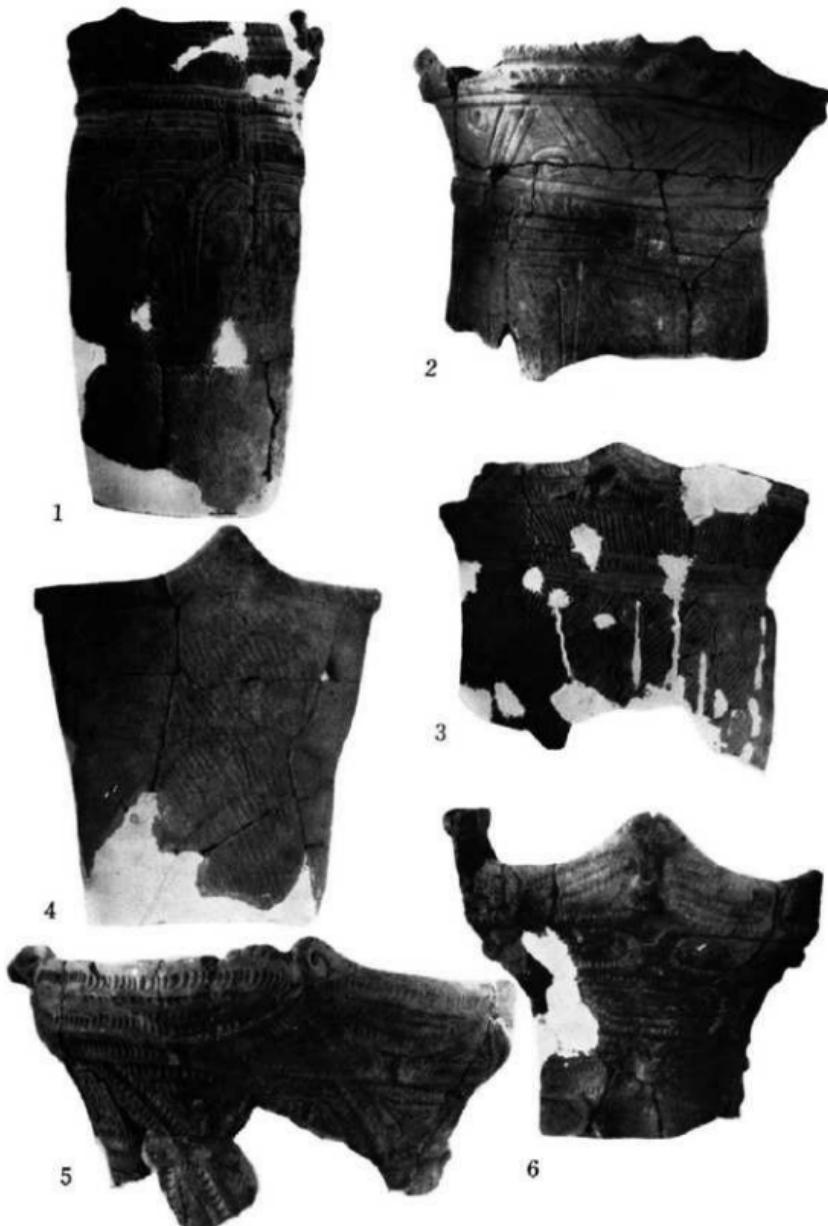


22号址

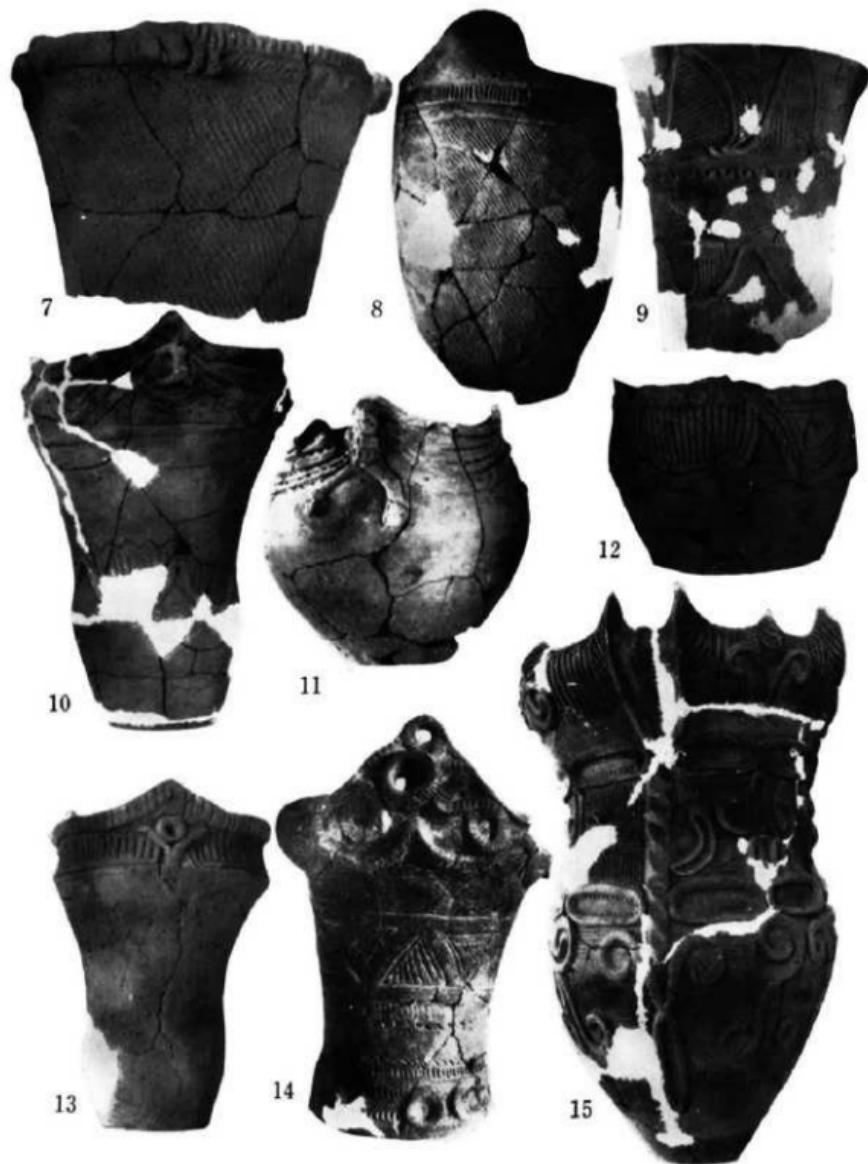


23号址

图版IX 埋甕出土状态



図版 X 月見松遺跡出土縄文式土器〔1〕(約4分の1)



図版XI 月見松遺跡出土縄文式土器〔2〕(9.15は6分の1, 他は4分の1)



17



18



16

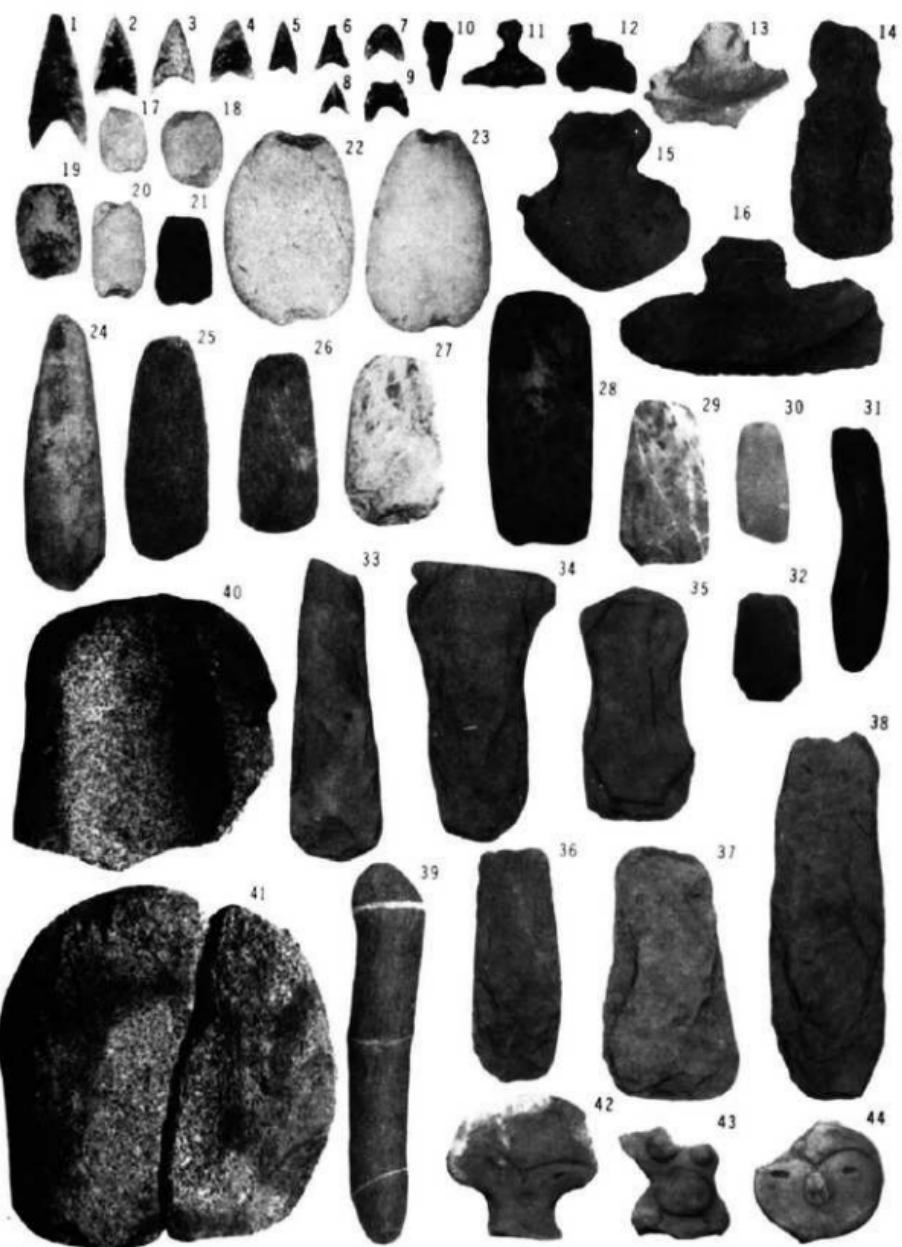


19



20

図版 XII 月見松遺跡出土縄文式土器〔3〕(17は3分の1、他は約5分の1)



図版XIII 月見松遺跡出土石製品及び土製品
(1~16, 42~44は約2分の1, 24~44は約3分の1)



1



2



3



4



5



7



6



8

上、第37号址
中、第46号址
下、灰釉陶器、鍵、刀子

図版 XIV 月見松遺跡出土歴史時代住居址及び遺物

第1章 月見松遺跡の環境

第1節 位 置

月見松遺跡は、長野県伊那市大字伊那8103番地に所在する。通称小沢部落の北側の高台にあって旧権兵衛街道を境として隣村南箕輪村と接していて、小沢部落の人々は「きたっぽら」と俗称している南に緩やかに傾斜する平原状を呈し段丘崖に沿った地籍である。(図版1、第1図)

国鉄飯田線伊那市駅を下車して西方へ3kmほど小沢川を遡ると下小沢部落があり、西天竜灌漑水路の終点でこの落水を利用した県営発電所がある。この導水管の敷設された段丘崖を60mほどのぼりつめると、西方経ヶ岳(2,296m)山麓まで続くゆるやかな扇状地形が展開するが多く赤松林の平地林と桑畠、牧草地として活用されている。この段丘をのぼりつめた場所から北へ250m、西天竜水路から西へ600mの範囲、面積約15haがすべて遺物包含地(標高775m)である。

第2節 地形・地質

木曾山脈と赤石山脈の間に形成された伊那盆地は、この中央部を南走する天竜川によって縱谷状地形となり、さらに西側の山脈から流出する多くの河川の過剰堆積によって大小の扇状地が形成され、これを侵蝕する天竜川によって幾段かの河岸段丘が発達している。伊那盆地の谷地形の中で最も典型的でそのうえ幅広い13kmの谷底平野で、東方から三峠川の扇状地が、西方から小沢川の扇状地が形成され、河岸段丘は4段に構成されている。(図版1、第1図)

本遺跡は小沢川の河岸段丘縁辺部に展開された長径600mの橢円状集落遺跡であるが、その標高755mを示し、天竜川との比高は約100mを測る高所である。これは山麓から第二段目の段丘上に位置するからである。すなわちこの天竜川右岸地域の河岸段丘は、上部から大泉面、神子柴Ⅰ面、神子柴Ⅱ面、南駿面、木下面と5段の段丘が発達しているが、本遺跡は神子柴Ⅰ段丘面に該当することになる。なおこの遺跡のすぐ南側の崖からは、豊富な湧水が見られるのは、段丘崖の不透水層が露出していることを示している。

遺跡地は、上部鮮新世の所産である塩漬累層(厚さ60m以上)が基盤となり、その上に大泉疊層を載せその上に御岳火山に由来する信州ローム層が7mの厚さに堆積している。このローム層は二層に分類できる。まず下部から、中期ローム、新期ローム層に分けるがこの間に神子柴疊層がある。そしてこの間に7枚の浮石帶を介在させている。新期ロームの最上部はガルム氷期の最

末期の生成とされているが、その上に厚さ50m～70mの黒土層が一面に堆積しておりこれが地表を形成している。黒土層と新期ローム層との間に栗色土層と軟質ロームがそれぞれ15cm内外介在している。地質学的な面では、軟質ロームは黒土の漸移帶と考えているが、考古学ではローム層と考えている。遺物は主として黒土層下部に、遺構はこの新期ローム上部を掘りこんで存在する。(清水秀樹調査員報告書より)

第3節 歴史的環境

月見松遺跡をめぐる地域の単位として小沢川頭状地帯を捉えることができる。この地域には極めて遺跡が多く所在するが概ね三群に分けられる。ひとつは、月見松と同じ、頭状地を戴る河川の段丘面に沿うもので、月見松対岸の城塚遺跡(土師)、そして南方2kmの伊勢並(先土、繩文、弥生、土師)、城塚、鼠平(先土、繩文、灰釉)等がある。またひとつは、天竜川の河岸段丘突端に位置するもので東方2kmにある伊那小(先羅)、福沢洞(繩)、高尾(繩文)、今泉(繩文、弥生、土師)等である。またひとつは西方4kmの経ヶ岳の山麓に展開する、与地(繩文)、中条(繩文)、梨木(繩文)その他の遺跡がある。このような遺跡群のなかで最も広範囲な大遺跡はこの月見松である。(第1図上)

本遺跡の在る段丘崖に沿って西へ直線に進むと約7kmで権兵衛峠に至る。この峠は近世末に造成された道で、木曾谷と伊那谷を結ぶ経済上極めて重要な道路であったが、原始時代においてもまた文化交流の上で重要なルートと考えられる。なお遺跡地内にある月見松城跡は高さ1.5m、幅3mの方30mの土壘に囲まれ、山城形式をもっており、こゝにおける眺望は、伊那谷一円を見とおすことができる。資料や伝承も乏しく、調査も詳しく行われていないので確定は困難であるが、恐らく、中世末期における武田軍の伊那侵入、もしくは、織田軍の甲州攻めの際に用いられ、築城されたものであろう。古くから姿のよい老松があり、幕末から明治中期にかけてこの地域の文人たちの吟遊の場所として愛用されて月見松の地名もこゝに始まっている。城跡内にある歌碑と供養石塔と経塚は当時の痕跡を示すものである。(伊沢幸平調査員論文より)

なお昭和20年松林であったこの地一帯は食糧増産のため農兵隊により開墾され、もろこしや麦の栽培地、桑畑として利用されていた。そのためか、多くの石器、土器片が露出散乱していることで有名になった。昭和27年県および信濃毎日新聞社主催の信濃史料に集録されている。恐らく中小学生によって採集された遺物は数千点をくだらないであろうと思われる。また昭和33年県営発電所建設の際、導水路造成設計に当って県企業局電気部は、この遺跡の重要性を認め、計画変更をして保護を行なっている。

また現在計画中の日本道路公団による中央高速自動車道はこの遺跡の東端部を縦断する予定である。(林 茂樹)

第Ⅱ章 調査の経過

第1節 保護措置の経過

月見松遺跡の保存については、昭和43年12月3日に実施された長野県教育委員会主催による中央自動車道建設に伴なう埋蔵文化財分布調査の際、この遺跡の東端を中央道ルートが通過することが判明したが一方、14haもあるこの大遺跡が、西天土地改良組合による開田事業で本年度中に全面破壊されることも判明した。緊急に保護措置を加えるべきものであるので、急速、県教育委員会と協議して、関係者の参集を求めて保護措置を計った結果、事前に学術調査を行って記録保存を実施することになった。しかし、発掘調査中に市民から現場保存の声が挙がり、市議会の決議によって一部を現状のまゝ保存し、都市計画の中にとり入れ、史跡公園化を計るところまで発展的な方向づけが行われることになったのでこの経過について大要を記したい。

なおこれらに關係した諸機関および氏名は次のとおりである。

(保護側)

県教育委員会社会教育課長	宮田 信義
同 指導主事	林 茂樹
伊那教育事務所長	青木 栄一郎
同 指導主事	辻本 正八郎
同 主事	武井 孝
県文化財専門委員	向山 雅重
伊那市教育委員会教育長	小林 重男
同 社会教育課長	春日 憲郎
同 係長	保坂 九市

(開発側)

西天土地改良組合理事長	有賀 実
同 総務主任	加藤 王人
北原地区開田委員長	山岸 七衛
同 委員	唐沢直人、河野通博、唐沢芳一、山岸貞一、 山岸寿一
長野県上伊那地方事務所農地課技師	内川 尚俊
同	曾根原

1月8日 第1回事前協議を市役所で行ない事業計画および文化財の状況について次のことを確認した。
①開田面積は19.8haで、原田井土地改良区から西天土地改良組合直営に移管された。
②改田事業は、県営西天発電所建設に係る間接補償事業で、揚水設備は、県で負担する約束になっている。
③埋蔵文化財は、月見松遺跡と称し約14haにわたって所在し、主として縄文時代中期の遺跡である。
④改田事業は、43年度事業として申請してあるが、実際は42年3月に早期着工届で処理し、4月末日までに完了したい。
⑤工事の関係上、現状保存はできないので記録保存を1部実施するにとどめたい。なお1部土地借上については了承できない。(第1回下)

1月26日 第2回事前協議を市民会館で行う。開発側の設計説明と保護側の発掘設計の説明が行われ、発掘箇所を1haに限定し、以外は工事中の観察により設計変更で保護することになった。なお中央道予定路線内は改田しないことに決まった。また東信農水の試験場も開田しないことにになった。

2月24日 第3回事前協議を市役所で行なう。開発側の改田設計説明と保護側の発掘調査計画の説明が行われ討議の結果事業計画区の中央部付近57区北寄りから59区にわたる約1町歩を調査地区に限定した。なお発掘には開発側でブルトーラを提供すること。また発掘地区以外に遺跡出土の場合は速やかに連絡すること。中央道用地は開田工事は行わないこと等がとり決められた。

3月16日 調査団編成についての打合せを行い、調査団の組織と人夫の動員について討議した結果、発掘人夫が少ないので高校生の協力を求めるうことになり、各高校長に要請することになった。なお調査日程、準備品、参加予定人員も確認された。

3月20日 調査準備の点検、購入を調査員4名および事務局で行う。

3月22日 発掘調査第1日、月見松城跡の広場に集合し、結団式と鍵入式を行なう。発掘区は、桑の抜根が終了していないので緊急協議の結果、若干東方にずらし、57区から61区にかけた地域に変更して、61区から発掘作業を開始する。

調査参加人員合計 39名

内訳 調査員 6名(以下、調6と記す)

調査補助員 1名(以下、補1と記す)

作業員 23名(以下、作23と記す)

事務局員 9名(以下事9と記す)

3月23日 発掘作業第2日、発掘区画測量および発掘、9時開始、16時終了。参加者56名(調12、補3、作31、事10)

3月24日 発掘作業第3日、地形測量および発掘作業9時開始、16時30分終了。参加人員106名(調10、補4、作87、事4)

3月25日 雨天のため遺物整理。及び調査打合せ会、参加者9名(調7、事2)

3月26日 降雪のため遺物整理(調6)

- 3月27日 発掘作業第4日、降雪除去作業および遺構検出作業、9時開始16時30分終了。参加者70名（調11、補5、作61、事3）。
- 3月28日 発掘作業第5日、9時開始16時30分終了。遺構検出、参加者103名（調12、補6、作76、事9）。
- 3月29日 発掘作業第6日、遺構検出。9時開始16時30分終了。参加者125名（調7、補9、作103、事6）。
- 3月30日 発掘作業第7日、遺構検出。9時開始12時で終了。降雨激しくなる。参加者114名（調9、補8、作93、事4）。
- 3月31日 発掘作業第8日、9時開始16時40分終了。遺構検出進む。参加人員146名（調9、補8、作127、事5）。
- 4月1日 発掘作業第9日、遺構検出進む。9時開始16時40分終了。参加81名（調9、補3、作68、事1）。
- 4月2日 発掘作業第10日、遺構検出。9時開始16時40分終了。県教育次長中島正美氏が現地視察に来伊する。県会議員溝上正男氏はじめその他一般参観者が参観に見える。参加者77名（調11、補2、作55、事6、委員6）。
- 4月3日 発掘作業第11日、9時開始16時50分終了。遺構検出進み整美作業に入る。参加者15名。この日から現状保存の声が市中に高くなる。市文化財審議委員会が現地視察する。
- 4月4日 発掘作業第12日、9時開始16時30分終了。主として遺構清掃作業。参加者23名（調9、補1、作2、事11、委員1）。
- 文化庁記念物課岡田茂弘文部技官が現場を視察される。市議会文教厚生委員会および市文化財審議委員一同も視察に随行する。午後4時から市役所において、市長、助役を中心として、市議会文教厚生委員会、文化財審議委員会合同の集会が開催され、岡田技官、林指導主事、藤沢団長の遺跡の性格、保存方法についての意見を中心に討議が行なわれ、今後保存を目標に考究していく方針が決められた。
- 4月5日 発掘作業第13日、遺跡実測、整理作業。参加者13名（調8、補1、事務局4）。
- 市長が地主関係者を招き保存について要請したところ保存について協力方を約束した。
- 4月6日 発掘作業第12日、遺構実測作業。参加者14名（調4、補1、事4）。
- 4月7日 発掘作業第13日、遺構実測作業、9時始め16時30分終了。参加者20名（調10、補1、作1、事3）。本日午後1時上智大学教授八幡一郎先生が現場を視察された。
- 4月8日 発掘作業第14日、遺構実測作業。参加者10名（調7、補2、事1）。
- 4月9日 発掘作業第15日、遺跡実測作業、9時から17時まで実施。参加者9名（調7、補1、事1）。本日までに発掘面積を施した面積9,740平方mに達した。

4月10日 雨天のため休業した。一方第4回事前協議を市民会館で開催し、保護側から現状保存のため2haを改田計画から除外するよう申し入れを行なったのに対し、調査側は、送水管の説明は完了し、融資の枠があることから即答できないので検討のうえ回答する旨であった。この日南信農業試験場試験用地が改田工事となることが明らかとなる。

4月11日 発掘作業第15日、実測作業を9時から17時まで実施。参加者10名（調6、補1、事3）。南信農業水利事務所の試験田が違約して改田されることがわかった。

4月12日 発掘作業第16日、実測作業を9時から10時まで実施したが雨のため中止。参加者10名（調7、補1、事1）。別に南信農業水利改良事務所管理の試験田の造成工事が行なわれるので、64区を本調査と別に発掘調査を行なうことになり、別の調査団を編成した。午後豪雨の中でブルトーラーで除土作業を行なったところ至るところ縄文土器片、破片が散乱出土した。遺構の濃密な存在が予想された。林指導主事がこの事業に立ち合った。

4月13日 発掘作業第17日、9時から18時まで実測作業を13名（調8、補2、事2）で行う。一方64区は別途編成の調査団が発掘する。小形円形窓穴一戸、縄文中期初頭土器多数が出土する。

4月14日 発掘作業第18日、9時から18時まで撮影、実測作業。参加者17名（調9、補1、作2、事5）。別に64地区から複合住居跡数箇が出土した。

4月15日 発掘作業第19日、遺構実測、撮影作業。参加者10名（調5、補4、事1）。

4月16日 発掘作業第20日、遺構実測及写真撮影作業。参加者10名（調5、補4、事1）。

4月17日 発掘作業第21日、測量及写真撮影作業9時から18時まで実施。参加者10名（調5、補4、事1）。

4月18日 発掘作業第21日、9時から18時まで遺跡実測写真撮影作業を実施する。参加者10名（調5、補4、事1）。

4月19日 発掘作業第22日、9時から18時まで昨日に引き続き実測作業を実施する。参加者10名（調5、補4、事1）。

4月20日 発掘作業第23日、9時から18時まで実測撮影作業を行う。参加者9名（調5、補3、事1）。

午後1時から市文教厚生委員会を開催し、市長から遺跡の保護措置の方針として史跡公園化の構想の発表があり、質疑応答の結果、委員一同から積極的に進歩されたい旨の要望があった。

4月21日 発掘作業第24日、実測及び整理作業を9時から17時まで行う。参加者9名（調5、補3、事1）。

4月22日 発掘作業第25日、地形測量作業及整理業務を行う。参加者7名（調5、補1、事1）。午後1時、市議会全員協議会が開催され、田畠市長から遺跡保存の方針説明があり、小林教育

長から史跡公園化の構想が発表された。議員から、伊那市の名所となるように積極的に進歩されたい旨と、土地所有者の立場を尊重されるようとり計られたい旨の要望があり全員がこの保存案に賛成した。

4月23日 発掘作業第26日、遺物採取作業を行ったが雨のため午後は中止した。参加者8名で午後実測図整理を行なう。

教育委員会事務局と土地所有者が合同して遺跡地を視察し、現状保存のための改田計画1部設計変更については、関係者および小沢区民の了解が必要であることとなり、これについて働きかけることを決めた。

4月24日 発掘作業第27日、遺物採取および運搬、整理作業を6名（調4、補1、事1）で行ない、遺物は上伊那図書館4階に保管する。これで発掘事業は一応完了した。

小沢区長および役員および開田組合役員、土地所有者、市教育委員会の合同協議会を小沢公民館で開催した結果、それぞれの意見を市議会に要望することとなった。

4月26日 小沢公民館において前回の合同協議会における各関係の意見を集約するため代表者会を開催し、遺跡保存に関する市の要望については条件付で承諾する旨回答することとなった。

4月27日 第5回遺跡保存事前協議会が開催され、開発側から、改田工事面積の縮少については、1町歩以内に限定されたい旨の回答があった。理由は、ポンプアップの設計変更に及ぼす影響が大きいというのである。保護側からは、史跡としては現状保存地1町歩以上が必要である旨が主張され、今後考究することになった。

4月29日 市議会総務、文教、厚生委員会の合同会議を開催し、遺跡として保存を要する3.2haのうち改田計画から除外する9.4アールの確歩について経過説明があり、今後の考究および交渉を進めることとなった。

5月11日 文化庁から補助金増額内定の通知があり、遺跡の現状保存計画を積極的に進めるよう関係者の決意が強くなった。

5月21日 第1回調査報告書作成委員会を市役所において午後1時から開催する。藤沢調査団長以下調査員12名が出席した。

7月1日 当日から7月13日まで上伊那招魂社において遺物整理を下平調査員以下4名で行う。作業員延50名を要した。なお7月14日および20日第2回および第3回に報告書作成研究会を開き藤沢団長以下10名が出席した。

7月30日 遺跡地の確歩について地主との交渉を小沢公民館で開催する。教育長以下3名がおもむき地主全員に対し本年度改田中止分の補償額について交渉したがまとまらず後日協議のうえ回答することになった。

8月7日 遺跡地借上分補償額につき、地主一同から7項目の条件が提示された。小林教育長以

下事務局3名が出席した。

8月20日 遺跡地借上の件につき小沢公民館において協議会を開催する。市側から六波羅社会文化教委員長および小林教育長以下4名が出席し地主一同に対し、本年度借上分補償額について交渉したが、地主側は、生産額（粗収入）の70%の補償を主張し、なお買収に応じてもよいがその場合は、中央道用地買収額と同額を支払うよう要求があった。結局借上補償額は65%程度で、取扱検査のうえ決定することとなる。

8月27日 第4回報告書作成研究会を上伊那図書館で開催し、藤沢団長以下5名出席する。

9月25日 第5回報告書作成研究会を上伊那図書館で開催する。藤沢団長外4名出席。

10月10日、10月11日 第5回報告書作成研究会を開催する。藤沢団長以下5名出席。

10月19日 遺物補充調査、写真撮影。

12月5日 第6回調査報告書作成研究会を開催する。藤沢団長以下5名出席。

10月4日 遺跡地補償対象地籍の坪刈りを実施した。検査官は、長野食糧事務所塩沢検査官が当り、関係者一同が立ち合った。

12月10日 教育長以下事務局3名が小沢公民館におもむき、地主一同に対し、坪刈り検査結果と算出基礎を報告し、地主一同はこれを了承した。なお土地買収については、今後の交渉の段取りについて話し合った。

昭和44年1月13日、14日 報告書用写真撮影 (春日惣郎・保坂九市)

第2節 発掘調査の経過

3月16日 (土)

前節に述べられているように、開田工事が早期着工になったため緊急に発掘の必要が生じ、国県補助事業が内定されたので急速、学術調査の態勢を確立し、次の編成を行なった。

月見松遺跡発掘調査委員会

委員長	小林重男	伊那市教育長
副委員長	有賀京一	伊那市文化財審議委員長
委員	向山雅重	長野県文化財専門委員
〃	松沢一美	上伊那教育会会长
〃	有賀実	西天竜土地改良区理事長
〃	松沢新右衛門	伊那市文化財審議委員
〃	小林兼明	

月見松遺跡学術調査団

団長	藤沢宗平	県松本深志高校教諭 (日本考古学协会会员)
----	------	-----------------------

団長補佐	林 茂樹	長野県教育委員会指導主事（日本考古学协会会员）
調査員	武藤 雄六	富士見町教育委員会（日本考古学协会会员）
"	北原 真人	県立辰野高校教諭（上伊那考古学会会長）
"	友野 良一	伊那建設事務所嘱託（上伊那考古学会会員）
"	伊沢 幸平	県立上伊那農業高校教諭（"）
"	清水 秀樹	県立赤穂高校教諭（日本地質学会会員）
"	佐藤 攻	長野県埋蔵文化財緊急調査員（長野県考古学会会員）
"	下平 秀夫	" ("")
"	遮那 藤麻呂	" ("")
"	戸前 博之	" ("")
"	根津 清志	上伊那建設事務所嘱託（上伊那考古学会会員）
"	御子柴 泰正	商業 ("")
"	太田 保	" ("")
"	三村 兼清	辰野東小学校教諭 ("")
"	柴登巳夫	県立箕輪工業高校教諭 ("")
"	長瀬 康明	伊那市東春近小学校教諭 ("")
"	矢島 弘毅	伊那中学校教諭（上伊那郷土館学芸員）
調査補助員	松尾 宣方	明治大学学生
"	唐沢 保	神奈川工業大学学生
"	桃沢 孝夫	農業
調査事務局	春日 惇郎	伊那市教育委員会事務局社会教育課長
"	保坂 九市	" 社会教育係長
"	田中 晴美	" 主事

3月22日（金）晴

午前9時、月見松城跡に集合し結団式を行い、「鍵入れ」の後、直ちに発掘を開始する。

調査地区名は、開田区画名をそのまま用いることにした。（第1図下）

57区から開始する予定であったが、桑が抜根作業を行っていないので、変更して発掘予定地外の62区の1部に仮のトレンチを入れる。一方、61区をブルトーチで全面表土剥ぎにかかる。表土層40cmを剥ぎ、黒土層最下部を残して、22.5アールを午後2時までかかって終了する。61の1区と2区の間に層位観察用の柱を4m幅で残す。61の1区に、三基の竪穴跡を認めた。62区の仮トレンチから、ローム層深く掘りこんだ溝状造構が三条認められ、堆土中から諸磧C直線形式土器片が多数出土した。溝状造構は、月見松城跡の土疊構築のため掘り上げた痕跡と判定する。57区、58区の桑抜根作業を督促して実施する。

3月23日（土）晴 (第1図及第2図)

61の2区23アール、57の1区20アールを深さ40cmなどブルトーザで表土剥ぎを実施する。

各地区ごとにグリット設定のための測量杭打ちを行う。61の1区の中央が北寄りにかけて住居址36号址、37号址、38号址、39号址の発掘が進みプランが確認された。38号址は楕円中期に属するが他の三住居址は方形で土師、灰釉を伴う。午後40号址、41号址が確認された。椭円形プランで繩文中期と見られる。

61の2区は表土剥ぎ作業を完了し、遺構の検出にうつる。南寄りに48号址が確認される。绳文式勝坂期の古いものらしい。やや北に離れた位置に配石址5号址が出土した。

3月24日（日）曇

57区10a、59区13a、56区9aの表土剥ぎ作業を進める。除去の厚さは約30cm。

57区は、幅2mのトレンチを南北方向に2m間隔で3本設定する。どのトレンチからも繩文土器が多く出土する。発掘が進むとともに、西限に1号配石址が出土する。土偶頭部中期初頭土器が多い。南寄りに竪穴住居2号址および3号址が確認され、つづいて最北部に6号址、7号址、8号址の存在も判明した。

また3号址の北側に4号址と5号址が上下関係をもって複合していることが判明した。4号址は配石炉、5号址は埋甕炉である。

61の1区は昨日に引き続いて発掘作業が進行し床面の精査を行う。37号址は焼失した家屋で、厚い焼上、建材が充満している。36号址も共に灰釉陶器皿が出土する。39号址も灰釉、鐵斧、宋銭が出土した。61の2区は48号の床面の追査を行ない、石西炉が出土した。

3月25日（月）雨後雪

風雨が強いため発掘作業を中止し、調査員は遺物の水洗いをする。

3月26日（火）雪

積雪量、6cm午後除雪作業を行う。

3月27日（水）曇

57区は2号址および3号址の竪穴内諸掃を行ない石組炉址と壁を確認した。5号址および6号址の発掘を進める。6号址からは小形の竪穴で、阿玉台式類似土器が多数出土する。

58区は午後から東西方向にトレンチ10本を設ける。各所から繩文中期土器片が出土する。

午後60区の表土剥ぎ作業をブルトーザで行う。この地区は、全面長芋栽培が行われローム層まで擾乱されていたため、ローム上面まで剝土する。從来、遺物が最も多く表面採集された地点であるが、遺構は殆ど認められない。焼土の固まりが数箇所認められた。この表土剥ぎによって原地形が明確に地表に表われた。すなわち、57区から61区にかけて小さな舌状丘陵が二つ並列して伸びており、57区はこの分岐点で広く、61区は丘崖下の凹地である。そしてこの北側にもうひとつ丘陵が並列していることも地表から推察することができた。

3月28日（木）曇

57区は第2号址を完掘し加曾利E期に属することを確認した。第3号址も同期で大きな石西炉の南側に土器の集積が認められた。また石斧の出土も多い、埋甕が南側に2箇出土する。また石西炉と北壁の間に配石の遺構がありその上に小形精製石棒が横たわっていた。4号址の発掘を進め、5号址の床面の発掘を進めるが深いピットが多く難行する。6号址も床面の追求を行い縦30cmの小形石組炉とその周辺の土器集積が出土した。7号址も内部精査が加曾利E期に属することが判明した。埋甕はじめ土器が多い。(第3図下)

58区は、北部に13号、14号、15号、16号、17号、18号、19号、20号、21号の各堅穴住居址が発見された。特に19号址、20号址はプランが明らかにされたが互に密接し切り合っており共に中期初頭に属する。(図版2上)

61の1区は、36号址の発掘を完了したが、縄文式堅穴の上に張り床を施していることが明らかとなつた。42号址、43号址も中期初頭土器若干を伴っているが、42号址は柱穴が認められず、43号址は、大きなピットが伴っている。共に不整精円形である。

61の2区は、48号址が49号址を切り合っていることが確認された。前者は力曾利E期、後者は勝坂期である。50号址の床面から土器破片が数多く出土する。51号址、52号址、56号址も発掘が進み、50号址と相関関係で切り合っていることが明らかになった。

56区の発掘を敢行する目的で、表土剥ぎ作業をブルトーラで行う。表土は約50cmで厚い。

3月29日（金）晴

発掘作業は昨日に引き続いて進行する。57区は、2号址の床面清掃を完了し堅穴内の実測をする。3号址も床面清掃、4号址から埋甕が明らかにされ、中期初頭に属し、5号址は加曾利E期に属するが全く複合関係であることも判明した。

6号址も床面清掃を行い、東側に並列した小ピット群が認められ、土器も阿玉台系に属することが明らかになる。(第3図上)

58区では、13号址に土器の集積状態が認められ、勝坂期に属することが判明する。打石斧の出土も多い。15号址も中期初頭だが区壁のため西半分だけに止める。15号址も完掘され、打石斧、中期初頭の土器が多く出土したが、主柱穴は全くなく、中央北側に配石炉が設けられていた。22号址が発見されたが、堅穴の壁は全く認められず、中央部に石窯4の二重構造の炉が出土し、柱穴は4箇である。16号址の内部精査を進めた結果、17号址と全く重複していることが判明した。前者は中期初頭、後者は勝坂期に属することが確認された。

61の1区は、37号址の内部精査に全力を擧げる。床面から灰釉陶皿、刀子が出土し、東側限に石組甕が設けられていた。また46号址の発掘も進行し、東側に石組甕を確認する。甕近くから刀子、灰釉、土師器破片、西壁近くから、鉄製鎌が出土した。44号址の床面清掃が進み、柱穴5箇を確認する。43号址は南側に積石炉状の遺構を持ち大きなピットを外接していることも明らかにな

る。45号は47号址と37に切られて小部分であるが、加曾利E初頭のものと判明する。(図版6下)

61の2区は、48号址を清掃する。小形の石組炉とも不整形円形プラン、長径5.6mを測る。50号址の内部精査を行ったが主柱穴は認められない。52号址は床面に柱穴が確認された。54号址も発掘が進み不整形円のプランが確認された。

3月30日（土） 曇後雨

本日は、57区の遺構精査と58区の住居址確認に全力をあげる。57区では、5号址が楕円形プランであり、周諸施設を若干伴うことも判明した。柱穴と大きなビットが発見されこの中から木の実の炭化物が出土した。

58区では、14号址、16号、17号の複合住居址の清掃を行う。14号址では北壁側から石斧が多く出土し、16号址から中期初頭土器片が出土した。また、中央部から東部にかけて、23号址、24号址、25号址、26号址、27号址、28号址の存在を確認した。

61区は45号址、46号址の存在を確認した。また56区では、中央部に、加曾利E式土器を伴う堅穴1号址を発見し、擦切石斧が出土した。この区は、他の地区と同様に住居址が密集していることが確認された。いずれも午後雨のために位置確認の程度に止まった。

3月31日（日） 晴

57区では3号址および4号址の精査をすすめ床面清掃にうつる。なお8号址も清掃をすすめ、床面下に埋窓の存在が確認された。9号址も同様、床面清掃を終了する。加曾利E期の小形住居址であった。なお新たに10号址を発見したが農道に沿って深いため、耕土量が多く難行する。58区の住居総数は10戸となるがまだ発掘面積は3分の2だから今後発見される数は5戸位予想される。

58区は、13号址を完掘したが、その結果、58号址に重複して構築されたものであることを確認した。したがって58号址は、西側周壁を僅かしか残していない結果となった。両者とも中期初頭期に属する住居址である。つづいて23号址、24号址、25号址の存在が明らかになり発掘をすすめる。23号址は勝坂期の土器を伴ない小形石組炉をもつ不正形円形で打斧の出土が多い、25号址は、23号址と僅かに切り合う中期初頭に属する堅穴で炉を伴わず、その位置に主柱穴が存在する。24号址は、同じく中期初頭の土器を伴うが配石炉ではなく柱穴も北側に2箇だけであった。なお、床面から炭化したクルミの果実数箇が出土した。また25号址の東北に接して30号址を発見したが、これも無柱穴で炉もなく、東に接して直径1m、深さ1mの集石炉が検出された。中期初頭の古い時期に属するものと思われた。また最北部の18号址の発掘を進め、小形配石炉と勝坂期の古い時期の筒形土器を出した。また同址の北壁を切っている住居址28号址の存在を確認する。山梨考古学会のメンバー10数名が参加協力した。

61の1区は40号址、47号址が複合状態で存在することを確認し、発掘を進める。

4月1日（月） 晴

本日は、58区、57区に集中して調査を進める。58区では、13号址および16号、58号址、28号

址、26号址、29号址、32号址の精査を進める。18号址からは東壁に平石を上に載せた大型浅体が伏せた状態で出土する。統いて複合する25号址の発掘を進めた結果、北壁に沿って床面に転倒した顔面把手手大形甕が出土した。20号址は壁が全く見当らず、張り床のみで、中央北寄りに径60cm内外の積石炉が発見された。諸磧直後形式と中期初頭器最古形式の土器を伴う。26号址は直径9m内外の不正指円形で、壁に沿って柱穴が數箇並び、蛇頭把手ほか土器破片若干と石斧（打、磨）石鐵、石匙を出土した。何か特殊な感じがする。56区1号址も精査する。

59区では、58区に接した場所に、33号址とこれに切り合う34号址を確認し発掘を進める。さらに北側に35号址の存在を確認した。

4月2日（火）晴

昨日に引き続き各堅穴住居跡の精査を進める。

58区では19号址、20号址、21号址の複合状況を調査した結果21号址に31号址が複合してこれを切っていることが判明した。さらに30号址、27号址、28号址、29号址の精査を完了した。そのうち29号址は、集磧炉が設けられた豪り床で、中期最初頭に属するものと認められた。

59区では、33号区、34号址の切り合い状態を精査する。

61区では、40号址が、五角形に近い指円形プランを持つこと、41号址は、47号址と切り合っていること、44号址は、ピットが多いが床面が残っていることを確認した。61の1区の堅穴住居址総数は12戸が確実視された。（図版5中）

4月3日（水）晴

朝、作業開始の際、第1号址北壁から出土した、擦り切り石斧、および18号址の床面出土の小形完形土器が出土現場から紛失しているのを発見する。昨晩、盗難に遭ったものらしい。なお28号址出土の顔面把手の顔面中部が破損し亀列が入っているのに気が付く。まことに残念である。伊那警察署に届け出る。

58地区の堅穴住居址数は22箇であり、若干まだ残ると思われたが、これで打ち切り全体的な清掃を行なう。（図版Ⅳ中、下）

61の1地区40号址は張り床であることが確認されたので全体的清掃を行ない各堅穴内部の写真撮影を行なう。（図版V中）

57区では、12号址が1辺4.4mの限丸方形で埋甕炉が2箇出土する。中期初頭に属するものであることが確実となる。57区の遺構数は12となる。（図版Ⅲ）

4月4日（木）晴

61号の2区の各遺構の切り合い状態を検討した結果、61の1区との間の畦の下に存在する可能性があり拡大し57号址を発見し北西側を発掘した。この附近にも加曾利E式が集合している可能性が強いが発掘予定地の東部に発展するように思われた。

午後、文化庁岡田茂弘技官が現地視察をされた。

4月5日（金）晴

61の2地区は、昨日に引き続き58号址と56号址の精査、50号址、51号址の内部清掃を完了する。これで61の2地区の堅穴住居址は10戸、特殊遺構2となった。（図版II、下、図版VI上）

4月6日—4月26日

調査員4名で、各遺構出土状況の実測、写真撮影、遺跡全体の実測、写真撮影、遺物整理、運搬、発掘器材の整理に当たった。遺跡の範囲が余りにも広大で、そのうえ遺構が濃密に存在するため、予定の半ばを発掘するにとどまったが、成果としては、まことにすぐれたものとの感を深くする。（林 茂樹）

第Ⅲ章 遺 構

第1節 住居址

月見松遺跡における発掘調査で、われわれが確認できたのは、縄文式時代の住居址54基と、平安時代の住居址4基、その他縄文式時代に属する特殊遺構5ヶ所である。このうち平安時代に属する住居址については別に述べるので、ここでは縄文式時代の住居址について、その様相をまとめてみたい。位置関係は第2図に明示してある。

・第1号住居址(図版I上)

56区の中央部に出土。プランは円形で南北4m×東西4.3mで、ローム層に切り込んだ堅穴住居址で、4本の主柱穴と、それに付属する大小5個のピットが認められた。炉址は方90cmの石囲炉で、12cm程に掘り込んであって、やや南東によっている。月見松H式の土器を主体としている。

・第2号住居址(図版III上)

調査地区的西端である。プランは円形で大きく、南北6.3m×東西5.8mで、床はロームに切り込んでいる。炉はほぼ中央にあり、直徑70cmの方形の石囲炉である。深さは10cm程である。主柱穴は5本が確認された。その他の施設はなかった。土器は月見松H式のものが多い。

・第3号住居址(図版III上、図版V右上)

調査地域の西端に位置する。隅丸方形のプランを持っている。南北5.2m×東西5.95mで、ロームに切り込んだ堅穴住居址である。中央部に南に開口する大形の石囲炉をつくり、これに接して北側に石壇状の遺構があり、石棒を中心とした祭祀的な遺構であろう。（第3図下）

また住居址内の南壁近くに埋み甕が1個存した。炉址は南北1.5m×東西1.2m、深さ45cmの南側に開口した石囲炉である。主柱穴4本、その他付属するピットが3個、それにはば一周する幅15cmの周溝がみられた。土器は月見松G式が主体である。

・第4号住居址(図版III中、同V下)

プランの大半は第5号住居址に破壊されているがほぼ円形のプランを持つものと思われる。床面はロームに切り込み、炉は20cm下の地焼炉である。柱穴は第5号住居址との重複でその判別は困難である。プラン内に直径60cmに深さ50cm大の袋状ピットが3個ほどみつかっている。土器は月見松A式が主体をなしている。

・第5号住居址(図版Ⅲ中、V下)

第4号住居址の上に貼り床を行い、住居址を築いたものと思われ、石囲いの炉を中心にその一部が確認された。住居址のプランは確められなかった。炉址は南北50cm、東西80cmの矩形で、深さ10cmである。土器は月見松F式が多い。

・第6号住居址(第3図右上)

調査地域の北西端にある。ほぼ円形のプランである。南北3.4m×東西3.7mで小型である。プランの中央に南北40cm×東西30cm、深さ10cmの石囲炉がある。主柱穴4本、これに付設し3個の柱穴がある。床面はロームに切り込んでいる。土器は月見松C式が多い。

・第7号住居址(図版Ⅲ上、下)

第3号住居址の西側に位置している。第8号住居址の南側を切っている。住居址は隅丸方形のプランで、南北4.8m×東西4.8mである。住居址の中央に南北1.2m×東西1.3m、深さ45cmの方形の石囲炉が存する。柱穴は5本で、幅10cmの周溝がめぐっている。床はロームに切り込み覆い。住居址の東側に埋め戻し2個体を始め、完形になる土器は6個体分がある。土器は月見松G式土器を主体としている。

・第8号住居址(図版Ⅲ上、下)

住居址の南半分を第7号住居址に切られているので住居址の全容は不明であるが、残った部分から推定すると、プランは梢円形で、直径4.6m前後であろう。床面はやや軟らかく、炉は、プランの西北端近くに南北70cm×東西50cmの焼土がみられ、地焼炉になるものと思われる。柱穴等については不明である。土器は月見松F式ものが多く出土している。

・第9号住居址(第3図右上、図版Ⅲ中、下、図版Ⅳ上)

隅丸方形のプランを持ち、南北3.3m×東西3.6mの小さな住居址である。しかし炉址は、直径90cm大の方形の石囲炉で大きく、深さも40cmで、全体に壺鉢状になる。柱穴は壁に接して設けられていて、主柱穴4本、これに付設するもの3本である。プランの北西側に、幅10cmの周溝がある。北側の隅に埋め戻し1個存つた。この第9号住居址は第11号住居址を切っている。土器はG式が主体である。

・第10号住居址(図版Ⅲ上)

開田工事のための道路に南半分がかかり、完掘できなかった。プランは隅丸方形のものと思われる。プランのはば中央部に直径150cm、深さ70cmの梢円形の壺鉢状ピットの内に、50cm大、深さ40cmの石囲炉を構築している。幅10cmの周溝がめぐっている。北壁に近く、直径80cmの

袋状ピットが2個、左右対象に存するが、住居址の北壁を切っているので、直接この住居址との関連はないものと思われる。土器は月見松H式が多く、打製石斧が多く発見された。

・第11号住居址(第3図右上、図版Ⅲ中、下)

第9号住居址に西側の一部を切られているが、ほぼ直径7mの円形のプランになる。床はロームに切り込んでいるが、軟らかい。柱穴は確認できなかった。炉は甕を用いたもので、しかも2箇所にある。土器は月見松A形式である。

・第12号住居址(第4図左上、図版Ⅲ中、下、図版Ⅳ右上)

第9号住居址の北西部に接している。隅丸方形のプランの住居址で南北4m×東西4.4mである。主柱穴は4本が発見された。またこれに伴う小ピットが10個ほど検出された。炉址はプランの中央にあって、埋甕炉である。住居址内の東側に埋甕が存した。土器は月見松B式が主体をなしている。遺物の散布は炉址を中心としていた。

・第13号住居址(第4図左上)

第58号住居址を切っている。住居址は円形のプランで周溝が存する。柱穴は第58号住居址と重なりその判別は困難である。また袋状ピットも加わって一層難かしくしている。袋状ピットは壁に接している。炉址はほぼ中央部に位置し、南北50cm×東西50cmの方形の石甕炉である。また炉址の近くに直径20cmの大焼土が2ヶ所みとめられた。土器は月見松E式のものが多く発見された。

・第14号住居址(図版Ⅳ中)

58区のはば中央部にあって、南北4.8m×東西5.4mのはば円形のプランである。東側の壁はやや不明確である。円形プランの壁に接するように、ほぼ等間隔に、直径50cm~70cm大、深さ60cmのピットが、18個めぐっていたのが確認された。床面は軟らかく、プランの中央部に50cm×50cmのぐずれた石甕炉が存在し、住居址と考えられ、他との重複も考えられない事から一戸の住居址であろう。18個のピット群は柱穴と推定できるものであろう。

また52号住居址のピット群にみられた袋状ピットも含まれず、ほぼ垂直のピット群からなっている。土器はA式のものが主体である。

・第15号住居址(図版Ⅳ中)

58区と59区の境界にあり、排土作業や日程の関係で、プランの半分しか調査できなかった。ほぼ隅丸方形のプランになるものと思われる。中央部と思われるところに、南北1m×東西1.2m深さ40cmの掘鉢状のピットを設け、これを囲むような石甕炉を持っている。柱穴は壁に接して発見された。土器は月見松B式のものが多い。

・第16・17号住居址

第16号住居址は第17号住居址の内に入り込んでいる。両住居址は円形のプランを持ちほぼ同様のカーブを持っている。第17号住居址の床面に5cm程の壁面を発見した。土器形式に差がない

ところから拡張とも考えられる。

この住居址も道路に南北半分がかかり調査できなかった。土器は月見松C式である。

・第18号住居址(第6図上、図版V上)

東側を第28号住居址に切られている。南北4.8m×東西3.7mの梢円形のプランを持った住居址で、床面はロームに切り込んでいる。中央部に南北40cm×東西45cmの方形の石囲炉がある。4本の主柱穴からなり、幅10cmの周溝がめぐっている。ここで注意されるのは、周溝内に直径10cm大の小ピットが約70cmの間隔をもってめぐっている。そして住居址の東南部に張り出し部が設けられているが、この張り出し部で、全体をめぐっていた周溝はなくなる。しかし小ピットはこの張り出し部でも認められた。土器は月見松C式である。

・第19号住居址・第20号住居址・第21号住居址・第31号住居址(図版II下)

これら4基の住居址は交互に重複している。まず第19号址がほぼ梢円形のプランを持ち第20号址、第21号址を切り、次に第20号住居址が第21号址を切ったものと考えられる。そしてこれら第19・20・21号住居址の上に貼り床を行って第31号住居址が設けられたと思われる。炉址は第19号址、第21号址は地焼炉で、第20号址は埋甕炉である。第31号址は直径60cmの石囲炉である。

・第22号住居址(図版IV下)

月見松遺跡では唯一の「石囲いの埋甕炉」である。柱穴4本は確認されたが、プランは判明しなかった。炉址は南北90cm、東西80cmで、南側と西側は50cm大の一つの自然石を用いているが、北側と東側は15cm大の自然石を組んでいる。土器はこの石囲いの中央に深さ10cm程掘り込まれて、胴部のみ埋め込まれていた。炉址内には焼土はみられなかった。

・第23号住居址(図版IV中・IV)

東側を第25号住居址と重複している。直径5.75mの円形プランの住居址で、ロームに切り込んでいる。炉ではほぼ中央に位置し、南北60cm×東西70cmの石囲炉である。主柱穴は5本で、袋状ピット7個、住居址に付設する小ピット13個のピットが発見された。このうち袋状ピットは北西側に並び壁を切っているものもあり、第23号住居址には直接関係ないものと思われ、この住居址よりも新らしいものと思われる。住居址の東南部に張り出し部がみられた。土器は月見松D式のものを主体とする。

・第24号住居址(第4図下、図版IV下)

南北4.8m×東西5.1mの円形プランになるものと思われるが、壁の確認にやや難があり、推定である。中央部に埋甕炉が存した。柱穴は7個が発見された。床面はあまり明確ではなく、他の施設についても判明できなかった。土器は月見松A式である。

・第25号住居址(図版IV中)

住居址の西側を第23号住居址に切られている。直径4.5mの円形プランで、柱穴は7個発見された。炉址は埋甕炉ではほぼ中央部に存した。その他の遺構はなかった。床面はロームに切り込

み、やや硬い床面であった。土器は月見松B式土器が主体である。

・第26号住居址(図版IV中)

58区の東端に存したため、半分しか調査できなかった。直径が8.7mと大型の住居址で、円形のプランが推定される。炉址は石を持ち去られ一部のみしか残らないが、石圓炉である。南北1m×東西1.5mの大きなものである。土器は月見松D式のものである。

・第27号住居址

南側を道路に接し調査が行えなかったが、プランの大半は確かめられた。プランは隅丸方形で、一辺が約6.2mである。炉址は南北1.3m×東西1.5m、深さ30cmと大きく石圓炉である。周溝がめぐり、床面は硬く、ロームに切り込んでいる。土器は月見松G式のものが多い。

・第28号住居址(第6図上、図版V上、図版VI右下、図版VII下)

西側を第18号住居址と複合し、北側を第32号住居址に切られている。直径6mの円形プランで、主柱穴6個、その他付設された柱穴が10個以上になる。炉は直径90cm、深さ30cmの石圓炉で、住居址の中央に位置している。この住居址から顔面把手付土器(口縁)が出土した。土器は月見松E式である。

・第29号住居址(図版9右中)

床面はロームに切り込んでいるが、壁が明確でなく、住居址のプランは不明である。主柱穴5本、それに付設する小ピットが10個である。炉址は、10cm大の角礫を用い、37cm程の高さに積んであり、南北115cm×東西100cmの「集石炉」とでもいうもので、全体的に焼けており、焼成炭もみられた。床面の土器は月見松A式の土器を共伴した極めて注目すべき遺構である。

・第30号住居址

南西部を第25号住居址に接している。わずかに円形のプランを部分的に確かめたにすぎない。柱穴、炉址、壁については全くつかめなかった。東側に石積炉を伴い、A式に属すると考えられる。

・第32号住居址(図版IV下)

第28号住居址を南側壁で切っている。調査区をはずれているので一部のみしか調査できなかった。わずかに第28号住居址内に周溝の一部が発見できたに過ぎない。

・第33号住居址(図版IV中)

第34号住居址のうえに貼り床を行い、住居を築いている。直径80cmの円形の石圓炉を中心に、わずかに床面を確認した。F式土器が主体である。

・第34号住居址(図版IV中)

プランの大半を第33号住居址に壊され、その大様は不明である。隅丸方形になるものと思われる。土器はF式のものが多い。

・第35号住居址(図版4中、図版)

壁の確認はできなかったが、床面の状態から円形のプランが推定できる。炉址、柱穴についても確認された。炉址は南北60cm×東西65cm、深さ10cmの石囲炉で、柱穴は4本である。土器はC式のものを主体としている。

・第38号住居址(第5図上、図版V中)

プランの南西部を第47号住居址に切られ、また南側隅を第37号住居址に切られている。プランは隅丸方形で、南北60cm×東西65cm、深さ20cmの石囲炉を持ち、幅15cmの周溝をめぐらしている。土器はC式を主体としている。

・第40号住居址(図版V中、図版X右上)

住居址の東側を平安時代の住居址第37号住居址に切られているが、プランの大体は判る。角が張って五角形状のプランで、直径7mと大きい。炉址も140cm×190cmの石囲炉である。主柱穴は6本で、それに付設する柱穴も6本ほど発見されている。幅15cmの周溝がめぐり、周溝内に小ピットが設けられている。南側隅に3個体ならんだ埋め廻しがあった。その内一番南端のものには平板石でふたがしてあった。いずれも口縁部と、底部を欠いていた。土器は月見松G式のものが多い。

・第41号住居址

61—1区調査区の西端部で、南北100cm×東西100cmの石囲い炉を発見した。床の一部と南側の壁を確認したが、住居址の大様をつかめなかった。土器はD式である。

・第42号住居址(図版5中)

隅丸方形のプランで、南北5.3m×東西4.6mである。炉址は地焼炉であり、直径50cmの焼土がみつかった。主柱穴4本、その他のピットが8個ほど発見された。土器は月見松B式である。

・第43号住居址

ほぼ梢円形のプランを持ち、南北5.5m、東西4mである。炉址は80cm×60cmの地焼炉であり、主柱穴5本、その他のピット8個、南側に直径1.5m、深さ80cmのピットが発見されたが、その性格は不明である。住居址の南東部を第45号住居址が切っている。土器は月見松D式が主体である。

・第44号住居址(図版II下)

南北4.7m×東西4.3mの円形のプランである。南側の壁は不明であった。80cm大の主柱穴が5本、その他の付設の小ピットが8本ほど発見された。炉址は南北1.1m×東西1mの石囲炉である。全体に幅15cmの周溝がめぐっている。出土土器は月見松D式のものが主体である。

・第45号住居址(図版II下中)

第43号住居址の東南部を切っている。直径3.3mの小さな円形住居址である。南西側の壁は不明である。住居址の中央部に、南北70cm×東西110cm、深さ23cmの石囲炉が存在した。土器は月見松G式のものが多い。

・第47号住居址(第5図中、図版V中、図版9左中)

円形プランの住居址であるが、第37号、第38号、第40号住居址に切られていて、その全容は判らない。住居址の東南部を第37号住居址(平安期)に切られ、南西部を第40号住居址に切られている。東北部側では、第38号住居址(第Ⅲ式)の上に貼り床をしているのが判る。炉址は南側に開いた南北1.3m、東西1.3m、深さ50cmの大きな石囲炉である。幅15cmの周溝がめぐっている。土器は炉址内に落ち込んだ土器から月見松G式土器が考えられる。

・第48号住居址(第6図左)

南北5.6m×東西4mの複円形の住居址である。住居址の北側で第49号址、第55号址を切っている。炉址は住居址のやや西側に寄り、南北70cm×東西60cmの円形の石囲炉である。柱穴は5本が認められている。土器は月見松D式が主体である。

・第49号住居址(第6図右)

住居址の南側を第48号址に切られている。南北3.7m×東西4mの隅丸方形のプランである。主柱穴4本が発見されている。幅15cmの周溝が住居址の一部をめぐっている。炉址は埋甕炉である。土器は月見松C式である。

・第50号住居址(第7図)

多くの住居址が重複して、南側の壁の一部と石囲炉しか判明しない。住居址は複円形のプランと思われ、中央に南北60cm×東西50cmの炉址がある。出土遺物は多く、完形土器に近いもので3個体になる。土器は月見松B式である。

・第51号住居址(第7図、図版VII右上)

直径5.5mの円形プランを持った住居址である。住居址の南西部で第52号址を切っている。住居址のはば中央部に、南北70cm×東西60cmの地焼炉が設けられている。柱穴は5本確認されている。床面はロームに切り込み硬い。土器は月見松E式土器を主体としている。

・第52号住居址(第7図、図版8右中、図版VII右下)

住居址の東北側を第51号住居址に切られ、また南西側では第56号住居址の一部に切り込んでいる。直径5.3mの円形のプランの住居址で、住居址の中央部に直径70cmの石囲炉が存する。4本の主柱穴と、16個もの大小のピットが壁に沿ってあけられている。このピットのうち、30cm大の柱穴になるもの3個と、壁を切ってあけられた、袋状になるピットに分けられる。袋状ピットはこの住居址この関連物の炭化された実が発見された。この住居址の土器は月見松D式土器を主体としている。

・第55号住居址(第6図下)

第49号住居址の上に貼り床を行なって、住居址を築いている。しかし住居址の南側は第48号住居址に切られている。住居址は円形プランであるが、はっきりしない。中央部にわずかに焼土がみられた。出土土器はG式と思われる。

・第56号住居址(第7図左、図版VII、VIII)

第52号住居址に北側壁を切られている。住居址は隅丸方形のプランである。一边が約4mである。出土遺物は多く、特に埋葬炉を中心にかなりの出土があった。炉址は直径45cmの窓を利用した炉である。主柱穴は4本、これに付設するピットが4本発見されている。床面はロームに切り込んでいるが歎らしい。土器は月見松C式のものを主体としている。(図版6上)

・第57号住居址

開田工事の道路にかかって、プランの半分しか検出できなかった。ほぼ円形の住居址になるものと思われる。土器は月見松G式のものが多く検出された。

・第58号住居址

第13号住居址に、住居址の大半を切られている。直径4mのプランになるものと思う。中央部に直径40cmの地焼炉が存在した。主柱穴が5本発見された。土器は月見松A式のものを主体としている。(下平秀夫)

第2節 特殊遺構

第Ⅰ特殊遺構 57区西南隅の黒土層下層から出土した列石状遺構である。長形70cm～90cmの大いな平石もしくは、長方形の石、8箇をもって南北に直線上に列ねたものであるが、個々の石は、密接することなく配列されており、周辺から第1類土器および第2類土器破片若干と顔面把手(図15)1個を出土した以外、焼土、木炭等も全く見当ならなかった。

第Ⅱ特殊遺構 58区の第30号址で、上面は黒色土下層に当っていた。直径1m、深さ70cmほどのピットに、半大の角礫を充満しており、若干炭化物が検出され、第1類土器片を若干伴っていた。礫はすべて焼けており硬砂岩製のものが多く天竜川から求めたものと推定される。同様の遺構が北接する、第29号址床面中央部北寄りに設けられていたことが確認されているので、この遺構も屋外に設けられた同じ施設でその用途は、食物の蒸焼用炉としての機能を持つものであろう。

第Ⅲ特殊遺構 第14号址と第19、20、21号址の中間に出土した配石址で、枕大の石6箇で長径60cmのコの字形に配石し、内部はすり鉢状にくぼみ、焼土が充満していた。土器片等遺物の出土はなく時期は決定し難いが近接する住居址から見て、中期前半の時期に処属するものと推定され、その用途は屋外の炉と考えられる。

第Ⅳおよび第Ⅴ特殊遺構 61区の第54号住居址の北側に7mの距離をおいて、黒土層下層に設けられていた配石圓炉状遺構で、枕大の石をコの字形に並べた点、第Ⅱ遺構と同類である。中期前半の土器片若干を出土し、内部に焼土が認められた。(林茂樹)

第Ⅳ章 遺 物

第1節 繩文式土器

A類 (第10図-1、第8図-1~7.)

ここに分類されるところの資料は、第36号住居址下のピット内より出土した一括資料である。第10図-1の土器は、四つの大波状口縁をもち底部が強く外反する深鉢形土器である。胎土中に少量の雲母を含み、焼成はあまり良好ではなく、胴上半部は暗褐色、胴下半部は茶褐色を呈している。地文に、半割竹管による条線文を綾杉状にはどこし、胴上半部に結節状浮線文を有しており、底部は焼成後に穿孔されている。

第8図-1~7の拓影の資料より見ると、全体に半割竹管による条線文を地文として、綾杉状や平行にはどこしておらず、1~6には結節状浮線文を有し、7は細い隆起带上に半割竹管によるキザミ目がはどこされている。またボタン状突起は3~5に見られる。

B類 (第10図-2~5、第8図-8~23、図版10-1、3)

第10図-2と図-20の資料は第11号住居址より出土したもので、第10図-3~5と第8図-8、10~15、17~19、21の土器は第29号住居址よりの資料、第8図-9、22は第14号住居址より、第8図-16、23は第24号住居址より出土した資料である。

第10図-2の土器は、胎土に少量の雲母を含み、焼成良好で茶褐色を呈する。文様は大きく二帯に別かれ、口縁部と胴中央部に隆帶をめぐらせ、胴上半部はいくぶん粗い綫の半割竹管による平行線文をはどこし、胴下半部は部分的に条線文を垂下させている。

第10図-3は、四つの小波状口縁を有し、砂粒を多量に含み、暗褐色を呈し、焼成が良好な土器である。胴の文様区画帶は平行線文によって区画されており、胴下半部の文様はコの字形に変形される前段階的手法である。

第10図-4は、砂粒を少量含むが胎土、焼成ともに良好で、色調は暗茶褐色である。頸部より上は斜格子目の条線文で、頸部下は格子目文と平行線文の組み合わせのかなりの幾何学的な文様をもっている。

第10図-5および図版10-1および同3の資料は、胎土、焼成とも良好であり、暗茶褐色である。口唇部と頸に連続爪形文を有し、胴部にコの字状に平行線文をはどこし、コの字の間に結節線文が綫にはどこされている。全体に筒形に近い形態の土器で口縁部が開く形態で、口縁上に4箇の小突起を持ち、全体が黒褐色で焼成は中位である。

第8図—8～23の拓影に見られるように、文様の主体は半割竹管に当平行線文、格子目文や連續爪形文であって、12～14、16、20、21に見られるように縦文はかなり粗い原体を用いたものが多く、20に見られるようにY字形に平行線文を縦にはどこし、その間に結節縦文が施文されている。底部の形態は22、23に見られるようにいくぶん外反するが第1類に見られる強いそりを持つてはいない。

C類（第10図—6～11、第8図および第9図—24～36）

第10図—6～8、10と第8図—26、30は第12号住居址よりの資料で、第10図—9は第28号住居址の西壁外のピット内より出土したもので、第10図—11と第8図—24、25、27、29は第6号住居址より、第9図—28、32～34、36は第58号住居址より、第9図—31は第42号住居址からのもので、第9図—35は第35号住居址の出土資料である。

第10図—6、図版10—2の土器は、胎土中に砂粒を多量に含み、焼成は良好で、茶褐色を呈する。文様は、胴中央部の平行線文を縦の平行線文によって等間隔に区切り、下向きのコの字状をなす平行線文の間に半割竹管の背による刺突がほどこされている。胴上半部の文様は、規格化された幾何学的文様がほどこされている。

第10図—7は、胎土・焼成ともに良好で、色調は茶褐色である。口縁部文様の簡素化された四つの連續爪形文の小波状をもち、胴下部にコの字状に平行線文がほどこされ、その一つおきに垂下する平行線の間が十字形になるように曲線化され、コの字形の間に刺突がほどこされている。

第10図—8は、暗茶褐色の土器で、胴上半部は縦の平行線文に対し、平行線文による粗い斜線が引かれ、胴下半部は、一本ずつの条線により粗い斜線がほどこされている。

第10図—9の土器は、胎土中に砂粒を多く含み、茶褐色を呈して、焼成はあまりよくない。口縁部には弧状に、胴部には縦にという形で連續爪形文がほどこされている。

第10図—10は、茶褐色を呈し、胎土中に雲母を含み、焼成は普通である。胴部は円形に近いほど張る器形をもち、連續爪形文が縦にはどこされ、縦の平行線と横の平行線の接点は三角形にえぐりとられている。

第10図—11は、胎土・焼成とともに粗いものであって、黄茶褐色を呈する浅鉢形土器である。口唇部に連續爪形文を有し、四ヶ所の文様部分には、三角連續キザミ目文がほどこされている。また部分的に縦に垂下する連續爪形文も施文されている。

第8図および第9図—24～36の拓影に見られる特色は、条線が簡略化・規格化されてきたことと、24に見られるように平行線を縦に区切る手法の出現があげられる。また24～27、30に見られるように細かな縦文がほどこされるようになる。35の縦文は太くかたい原体によって施文されたもので、底部は36に示されるように、前の第2類よりもさらに外反が弱くなっている。

D類（第11図—12～14、第9図—37～40）

第11図—12と第9図—40は第16号住居址よりのもので、第11図—13、14と第9図—38、39の土

器は第18号住居址より、第9図-37は第49号住居址より出土した資料である。

第11図-12は、四つの波状口縁をもつ小形の深鉢形土器で、胎土・焼成とともに良好で、色調は茶褐色である。文様は横位の平行線文を縦に切る前段階の手法が部分的には四角に囲む形にまで変化している。

第11図-13の土器は、胎土・焼成とともに良好で、暗茶褐色を呈する。胴上半部と下半部に連續山形平行線文をほどこし、文様区画の平行線文は、崖の平行線によって切られている。波状口縁の下には縦に押圧隆帯文がほどこされている。

第11図-14の小形深鉢形土器は、黒褐色を呈して、胎土・焼成ともに普通である。口唇部から底部にかけて全面にL・Rの纏文がほどこされている。

第9図-37~40の拓影に示されるものは、その平行線文が規格化されたものであり、37・38に見られるように隆帯に連續押圧文がほどこされている。

E類（第11図-15~18、図版10-5、6、第9図-41~47）

第11図-15、18と図版10-5は第56号住居址の資料、第11図-16、17と第9図-46、47は第18号住居址より、第9図-41、43は第16号住居址より出土したもので、第9図-42の資料は第44号住居址、第9図-44、45は第6号住居址より出土したものである。

第11図-15は、胎土・焼成とともに良好で、色調は黒褐色を呈する。口縁部に小突起を一つもつ全面にR・Lの纏文をほどこしたものである。

第11図-16および図版X-6の資料は、胎土は粗悪であるが、焼成は良好である。色調は暗褐色を呈する。四つの波状口縁をもち、文様帶が五段數えられる。文様帶は、ほぼ全てが隆帯をもって指円形に区画され、その中を連續爪形文による平行線文及び小判形文が施文されている。

第11図-17は、胎土中に少量の砂粒を含み、焼成は良好で、色調は赤褐色である。この土器は、器形・文様の点から見ても第4類の第9図-13の土器に近似している。半剖竹管による平行線文が、連續爪形刺突文に変わった点が相違といえるものである。

第11図-18の土器は、胎土・焼成とともに良好で、暗褐色のものである。これは第9図-16の資料に器形の面での相似が見られる。しかしながらその文様は、かなり太い半剖竹管による爪形文、平行線文、刺突文の組み合わせである。

図版10-5の資料は、第56号住居址の埋甕炉として使用されたもので、胎土・焼成とともに良好で、胴部文様は現在三段數えられるが、文様はほぼ三角形の連續文様でその中を三叉状の切り込みをもち、三角形状の隆帯の内側に幅の広い連續爪形文がほどこされる。

第9図-41、44、45の連續刺突文は、その刺突は四角いヘラ状のもので先のとがった形に刺突しており、42、46の刺突は、爪形様に連續刺突をしている。43、47は浅鉢形土器で、47は波状の口縁をもち、表面は無文で、裏面に連續爪形文様をもっている。

F類（第11図-19~23、図版11の13、14）

ここに分類されたものは、第52号住居址より出土した一括資料である。

第11図—19の資料は、胎土・焼成ともに良好で、暗茶褐色の色調をもつ。ミヅタ把手を有し、胴中央部に沈線で三角文を交互に配して、その中に連続刺突による平行線をもち、他の部分の文様は、ヘラによる沈線を施している。(図版Ⅺ—14)

第11図—20は、茶褐色で、胎土・焼成とも普通である。口縁部の文様に、四つの横円文を有し、その中を沈線と連続爪形文でうずめている。胴部文様は、粗い纏文のみである。

第11図—21は浅鉢形土器で、胎土中に砂粒を含み、茶褐色で、焼成は良好である。口縁部下に、交互の刺突文が描かれ、押圧状隆帯がめぐり、その中に連続刺突文がほどこされている。

第11図—22と図版11—13の土器は、少量の雲母を含み、焼成・胎土ともに良好で、口縁部附近に2次的加熱が加わっており、暗茶褐色を呈している。三つの波状口縁をもち、文様は、半割竹管による平行線文である。

第11図—23は、砂粒を少々含み、茶褐色である。下向き弧状に押圧状隆帯を六つほどこし、その中に連続刺突文がほどこされている。

G類 (第11~12図—24~32、図版11—9、10、11、12、第9図—48~58)

第11図—24は第13号住居址より、第11図—25は第48号住居址より、第11図—26は第31号住居址より、第12図—27と巻頭図版の土器と第9図—48~50、52、54は第28号住居址より、第12図—28、32は第50号住居址よりのもの、第12図—29は第21号住居址よりの資料、第12図—30、31は第54号住居址より、第9図—51、53は第53号住居址よりの出土した資料である。

第11図—24の土器は、平縁の深鉢形土器で、胎土中に砂粒を多く含み、焼成はさほどよくない。胴部はくびれて、下半部においていくぶん胴がはる形態をもっている。口縁部文様と胴下半部文様との間の空間に、細い隆帯による小波状のはり付けを有している。口縁部文様の間には、三叉状文が単独に入れられており、胴部文様は連続半同様に隆帯で区切って、その間にヘラで縱に沈線をほどこしている。

第11図—25は、胎土・焼成ともに良いほうであり、暗黄茶褐色の色調の四つの小波状口縁をもつ深鉢形土器で、小波状の下には半円形につまみ状のはりつけをもち、胴部櫛状文様の区画帯は小波状の沈線を用いている。

第11図—26の小形の深鉢形土器は、胎土中に砂粒を多く含み、色調は茶褐色で、内側の口縁下に炭化物の付着が見られる。文様は隆帯によって区切られ、隆帶上はヘラによって細かくキザミ目が入れられている。

第12図—27は、胎中に砂粒を多量に含み、黄茶褐色で焼成は良好である。口縁部の外反する浅鉢形土器で、T字形の三叉状文を有し、文様下端に連続押圧状隆帯をもち、文様はヘラ状の物体による押し引き手法を用いて表出している。

第12図—28は、胎土・焼成ともに良好で、暗褐色を呈する。文様は非常に装飾的である。

第12図-29の土器は、小形の三つの波状をもつ鉢形土器で、胎土・焼成ともに良好で、色調は黄茶褐色である。口縁下に五本のヘラ状の押し引き平行線がめぐり、波状部下にはリボン様のはりつけを有している。

第12図-30の土器は、変わった器形をもつ深鉢形土器で、口唇部が内弯している。口縁部文様は縦に沈線をめぐらすもので、六ヶ所に横に交互にヘラでキザミ目を入れる文様がつけられる。

第12図-31の深鉢形土器は、胎土・焼成ともに良好で、茶褐色を呈し、表側に炭化物付着が見られる。口唇直下に四ヶ所の突起が附されて、それが口縁部文様帶の区画の役割をなしている。

第12図-32は、胎土・焼成ともに良好で、赤褐色を呈している。口縁部文様の区画は、縦の隆帯に押圧文様をもっており、その間の文様は半月形の上下組み合わせとなっている。

第9図-48~50、54の拓影は、隆帯による区画とその中にに入る縦方向のヘラ書き平行線文様が特色となっており、図-51は、図-27と同様な特色を有する浅鉢形土器である。

第13図46は顔面把手付きの変形土器である。胎土・焼成ともに良好で、色調は黄茶褐色のもので、胸部全体に非常に装飾的なものである。文様帶の一一番下は柱状に隆帯をかこみその中に縦方向に沈線をほどこしている。(口輪および口縁解説参照)

H類 (第12図-33、34、図版Ⅺ-15)

第12図-33は、第57号住居址より出土したもので、第12図-34と図版Ⅺ-15は、第34号住居址より出土した資料である。

第12図-33の土器は、胎土・焼成ともに良好で、暗茶褐色の色調を呈している深鉢形土器である。口縁部に四ヶ所ミニタク状のうず巻をもつ突起を有し、その下には十字状に懸垂する文様を有している。口縁部文様は、斜めに平行沈線文をほどこし、それに交錯するかたちで、ソウメン状の細紐線を付している。

第12図-35は、胎土・焼成ともに良好であって、色調は黄茶褐色である。器形は一般に有孔鈎付土器と呼ばれるもので、鈎状突起の上にある孔は二つを一対として胸部に斜めにあけられている。胸部文様は、粘土紐を縦状によりあわせてはりつけたものである。

図版Ⅺ-15の深鉢形大形土器は、胎土・焼成が良好で、暗茶褐色を呈する。口縁の文様は、細い粘土紐をはりつけたもので、胸部文様も隆帯を縦にはほどこし、うず巻き状・曲線の文様をもっているもので、伊那市御園宮の前より出土しているもの(東京国立博物館蔵)と類似している。

図版Ⅺ-8の土器は、胎土・焼成ともにさほど良好なものではなく、色調は暗茶褐色である。口唇上に一つ瘤状の大突起を有し、口縁下に沈線をめぐらせ、第一段目は沈線間にキザミ目をほどこし、胸部はR・Lの繩文が全面にはほどこされている。

I類 (第12図-35~39、図版Ⅺ-16、17、18、19、20、第13図-40、41、43)

第12図-35~38とは、第7号住居址よりの資料で、第12図-39は、第45号住居址より、第13図-40、43は、第47号住居址の土器であり、第13図-41は、第9号住居址よりの出土した資料であ

る。

第12図-35の深鉢形土器は、胎土・焼成ともに良好で、黄茶褐色をなし、口縁上に二ヶ所のうず巻文様をもつ突起を有し、口縁部より胴部にかけての文様は、沈線によるうず巻文と、入り組み文が主体である。

第12図-36の土器は、有孔鋸付土器で、孔は二ヶを一対として鋸自体にあけられている。胴部文様は、入り組み状の沈線を有し、その間を細かい繩文とすり消し部でうめている。

第12図-37は、胎土・焼成ともに良好で、暗黄茶褐色をしている。口縁部に二ヶ所の装飾的な突起を有し、胴部文様のうず巻き文は、二本の隆帯によって描かれている。

第12図-38の浅鉢形土器は、全面に粗い繩文がほどこされ、その間に下向きのうず巻文が二つを組み合わせて対象的に附されている。

第12図-39の土器は、胎土中に砂粒を含み、黄茶褐色を呈する。器形はキャリバー状の口縁をもつ深鉢形土器である。口縁部は隆帯と沈線による文様施法をもち、胴部は沈線のみによってうず巻き文を主とする懸垂文が付されている。

第13図-40は、胎土は粗悪であるが、焼成は良好で、暗茶褐色の色調を有している。キャリバー状の口縁を有する深鉢形土器で、器面全体に隆帯と沈線による装飾を繁雜にほどこしたものである。

第13図-41の資料は埋め甕に用いられたもので、胎土中に砂粒を多く含み、茶褐色をなす焼成良好の土器である。全体の文様は沈線と隆帯によって表現され、胴部はかなり曲線的な様相をもっている。口縁の突起は第13図-37と類似するものが付されていたであろうが、埋め甕とするために装飾突起をとりはらい、さらに口唇部をも部分的に打ち欠いている様相が見られる。

第13図-43は、胎土は粗悪で、焼成は良好、色調は暗茶褐色を呈している。口縁部に円形の隆帯による文様を有し、その中に刺突がほどこされ、胴部は沈線による入り組み懸垂文がほどこされている。

図版X-18の大形深鉢は、埋め甕として遺存したものであって、胎土中に砂粒を多く含み、焼成は良好で、茶褐色の色調を呈する。本遺跡における埋甕以外の埋め甕の中で最小のものであって、胴部文様は隆帯によるうず巻き文を主体として、その間は杉綱文状的ヘラ描き沈線で埋める。底部は焼成後にせん孔されており、口唇部はきれいに打ち欠かれている。

J類 (第13図-42, 44, 45, 図版X-21)

第13図-42と図版X-21の土器は、第3号住居址より、第13図-44は、第26号住居址の資料で、第13図-45は、第2号住居址より、図版X-17の土器は第40号住居址より出土した土器である。

第13図-42は、キャリバー形の深鉢形土器で、口縁部に沈線による二重の横円文が描かれその中に不規則に刺突がほどこされ、胴部には波状の懸垂文が描かれその間には、沈線によって綾杉

状に施文されている。第13図—44は、胎土・焼成ともに良好で、茶褐色を呈する。この有孔錫付土器は、全面が非常にきれいに磨研されていて、薄手の土器である。文様は沈線によるうず巻き文で、孔は錫にあけられている。第13図—45の土器は、胎土中に砂粒を含み、焼成は良くなく、色調は暗茶褐色である。口縁部突起の隆帯上にはヘラによる押し引きが附され、胴部は三本の沈線による懸垂文と、その間に矢羽根状に沈線文がほどこされている。図版—17の土器は、胎土・焼成とともにさほど良好ではない。この土器は埋め甕として使用されたもので、底部附近は打ち欠かれている。胴部文様は、隆帯によるうず巻き手法が消失し、隆帯の懸垂文だけが残り、綾杉状のヘラ引き沈線による地文がほどこされている。

第2節 石 器

1. 石 鑿 (第14図1~8、図版XIII 1~10)

18点出土し、うち1点のみチャート製で(第図1)他はすべて黒耀石製である。1は石鎚中一番の大形品で、先端を少し欠損しているが、現長4.8cmありチャート製である。調整はかなり入念に行なわれており、細長い三角形を呈し、抉り込みは深い。2~8は黒耀石製すべて抉り込みがあり、未調整剝離面を残さず調整されている。抉り込みはやや深いものから浅いものまである。有柄石鎚は1点も出土していない。

2. 石 錐 (第14図10、図版XIII—10)

1点のみの出土で、石材は黒耀石、上部につまみはなく、身部も太い。調整は余り入念には行なわれておらず、上部は第一次の剝離面を残し、周囲の加工もやや粗い。現長2.6cm、第47号住居址出土。

3. 石 鍤 (第14図9・12・13、図版XIII 11~13)

一般的の呼称による石鍤は11点出土したが、特に大型のものは別に分類した。そのため残りは第14図9・12・13の3点である。9は黒耀石製、12はチャート製、13は石質不明であるが、いずれもかなりの硬度を持つ石材を用いている。9はやや丸形の洞を持た加工は念入りに行なわれているが、12・13は粗くなり、やや大型品となっている。いずれも横型の石鍤である。9は第43号住居址、12は第48号住居址、13は第7号住居址より出土している。

4. 大型粗製石鍤 (第14図11・14~18、図版XIII 13~16)

繩文式時代中期特有の本例は8点ある。いずれも15cm前後で、大きなつまみを持ち、横型と縱型に分類される。調整は打製石斧のそれと全く同じであり、粗末である。11はかなり磨滅している。ほとんどが、粘板岩・頁岩質の石材を用いている。

5. 磨製石斧 (第14図25~32、図版XIII 24~27)

出土点数は35点あり、そのうちの85%にあたる30点が乳棒状磨製石斧、他の5点が定角式の磨

製石斧である。石質は、乳棒状敲製石斧は緑色を呈す片岩状の石材を用い定角式磨製石斧は蛇紋岩等の硬質の石材を用い、形態により使用石材の差を認めることができる。乳棒状磨製石斧は、刃部のすべて、あるいはその一部分、頭部を欠損、あるいは破損しているものが大部分で、かなり強度な使用をされていたことがうかがえる。定角式磨製石斧は、大型のもの1点(図XIII-28)で、他は小型に属し、共に刃部の一部を欠損している。

打製石斧が多量なのに較べ、磨製石斧が少ないので、石材の関係か、使用目的からの相違か、興味ある問題を提起している。

6. 小型磨製石斧 (第15図52~55、図版XIII30~32)

3点共土しているが、その形態より考え、楔などに使用していたのではないかと推察されるので、一般的な磨製石斧と区別した。

第図52・54は緑泥片岩製、53は黒褐色を呈す石材を用いている。52・53は刃部を、54は頭部を欠損あるいは破損している。いずれも定角式ではない。しかし55は形態、製作方法等より、52~54と同じ使用目的を持った石器ではないことがうかがえる。すなわち、形態は細長く、断面三角形を呈しやや彎曲した体部と、鋭利な片刃状の刃部をもち、刃部は入念に磨かれている。左側の剝離は第一次剝離面と思われ、着柄のための加工ともとれる。石ノミという感じを強くうけるが、他に類品がないので連続はできないが、いずれ木材加工用の利器と考えることが妥当と思われる。

7. 打製石斧 (第14図19~24、図版XIII33~38)

出土した石器中最もその出土数が多く212点をかぞえ、全体の60%を占める。このうち70%が欠損、破損品であり、打製石斧の使用のはげしさを思わしめ、その破損状態の研究が今後に残された課題であろう。

長方形のいわゆる短冊型のものが大部分を占め、撥型のものは少なく、分銅型は1点のみの出土である。短冊型が一番多いということは、使い易かったためか、あるいは、使用目的により形が規制されていたのか、興味が持たれる。調製は、一回目は粗く打ち欠きさらには周囲を細かく加工し、形状の調整、刃部の調整を行っている。自然面を残すものもあり、出土点数、調整の粗さより考え、ひんぱんに作られ、使用されていたものであろう。身部に彎曲のあるものは少なく、大部分は平板状である。大型、中型、小型に大別でき、形、大きさ等によりその使用目的に相違があつたのではなかろうかと推察される。石材は硬砂岩、安山岩、頁岩、粘板岩等々を用いており、いずれも入手し易い石材である。

8. 石錘 (第14図33~37、第15図38~45、図版XIII19~23)

住居址内より33点、住居址をとりまく範囲より3点出土している。

小型(第14図33~37)、中型(第15図42~44)、大型(第15図38~41、45)に大別できる。いずれも梢円形で扁平な自然石を用い、表面上部を大きく打ち欠き、次に裏面下部を大きく打ち欠く

という製作法を特徴としている。石質は硬砂岩製が大部分であり、硅岩質に似た硬質の石材を使用しているものもまれに見られる。いずれも打製であるが、1点のみ磨製を認める(第14図34)。これは小型に属するうちの1点で上部表面には焼けた痕跡が認められる。形態の大小による使用方法の相違等を考えるべきかも知れないが、今後の研究課題となろう。

9. 石皿 (第15図46~47、図版XIII-40)

13個体分が出土し、いずれも大型品に属する破損品である。第3号住居址より出土した石皿(図版XIII-41)は半分にわれて検出されたが、つなぎ合わせれば完形品となる。またこの石皿は、炉址北の祭壇状石組中に凹面を伏せて検出され、石皿としての機能を失なった後に使用されていたと考えられる。石質はいずれも、もろい花崗岩が大部分を占めている。凹みは普通である。

10. 磨石、敲石 (第15図51)

共に10点以内であり、出土点数は少ない。磨石は花崗岩質の粗い面を持つものが多く、敲石は緑色を呈すやや硬質の石材を使用している。第1号住居址より出土した、長さ30cm、巾6cmの敲石状の石器は、一番の大型であり注意される。

11. 凹石 (第15図48~50)

9点出土しており、穴が1つのもの(第15図48)と2つのもの(第15図49・50)に区別される。蜂窓石(多孔のもの)は全く出土していない。すべて、表裏対に1ないし2の穴を持っていて、48は、裏面は大きく凹んでいる。石質は一様ではないが、硬砂岩製の自然石が多く用いられているのが目立つ。

12. 石棒 (図版XIII-39)

長さ19.7cmの完形品1点のみであり、全面敲打研磨がよくおこなわれ、先端は下向きの、末端は上向きの亀頭状突起を造り出し、特に石材の白い綿状の部分を巧みに利用した点、実に写実的な優品である。第3号住居址北壁下の祭壇状石組中より出土しており、宗教的な意味をもつことは疑いない。石質は緑色を呈す石材を用いている。

13. その他の石器

打製石斧と同様な石材を用い、粗雑な打製で整形した半月状乃至円型の打製石器・10点、黒曜石のやや大形の剥片の一辺にチッピングを加えたのみのスクレーパー状石器、石剣の頭部と思われるもの・1点、等が検出されている。

第3節 土製品

1. 土偶 (第15図56~59、図版XIII-42~44)

いずれも欠損、破損品で4点の土偶が検出されたが、発掘地域の面貌より見れば決して多いとはいえない。

56は頭部・両腕・両足を欠くが、写実的な乳房と腹部は妊婦を連想させる。背面は大きくなっている。現高4.3cmと小型品である。57は左手を握った形状と思われる手の部分の破片で、指一本は完全に残っているが、他の二本は欠損している。現長4cm、第28号住居址出土。58・59はいずれも土偶の頭部のみの破損品で、58は沈線により、目・鼻・口を表現し、中期特有の目尻のつり上った表現が認められる。第20号住居址出土。59も沈線により、目、眉を表現しており、かなり大きな上向きの鼻と目がやや前者と異なる。第29号住居址出土。58・59には共通して後頭部に、吊り下げるためのものと思われる穴があいているのは興味深い。

2. 土製円板

3点出土している（第15図62～64）。いずれも土器破片の周囲を打ち欠くか、研磨させて製作している。62は平行して走る繩文に対し直角に沈線がある文様の土器片を使用しており、周囲は打ち欠きにより成形している。直径4cm、厚さ0.8cm、63・64は無文の土器片を使用し、周囲は研磨により整形されている。63は直径4cm、厚さ1cm、かなり磨滅している。第8号住居址出土。64は直径4.5cm、厚さ0.8cm、第21号住居址出土。

3. 土器装飾把手（第15図60・61）

60は顔面把手と思われ、顔全面に朱を塗布しており、頭部は沈線により頭髪を表現している。顔面の両側面には繩文が施されているが、これは入墨を表現しているのであろうか。ほりの深い、吊り上った目と、大きくさけた口を有し、まゆは盛り上っている。顔面把手とすれば髪形の表現等々に特異性が認められる。61は沈線により、上面、側面に矢羽状の文様を刻み、頭部側面は沈線により口と思われる部分が表現してある。蛇体をあらわした把手と思われるが、頭部の形状より、蝮を模したものと推察される。装飾把手は、この二点の他に、猪を表現したと思われる獸面把手が二点出土している。60は第1特殊追構から、61は第26号址から出土した。

第4節 自然遺物

自然遺物は炭化したドングリ状の種子と、禾本科植物の種子と思われる細粒をまとめた直径4cm前後の形状を有す破片を検出している。前者のドングリ状種子は2ヶ所より検出したが、いずれも月見松6式土器と一緒に出土しており、土器内に貯蔵されていたものと推察される。後者の禾本科植物の種子と思われる自然遺物は、第54号住居址内北側の径約60cmのピット内より検出されたが、このピット下部には粘土のはりつけが認められ、自然遺物の貯蔵穴であったことがうかがえる。（手前博之）

第V章 平安時代の構造と遺物

第1節 住居址

第36号住居址(第2図下)

この住居址は、暗褐色土層中に構築されており、その落込み状態は不明瞭な状態を示すものであった。竪穴内部には、黒色土層が充満し方形プランを有する事がほぼ推定されたのである。また住居址の西壁中央部に若干の粘土が認められ、カマドと推定する事ができた。住居址内部の黒色土を掘り下げたところ、褐色土と若干のロームを含めた貼床が認められ、石心粘土製カマドの位置を西壁中央部に置く一辺 $4.1m \times 4.3m$ の方形竪穴プランを有する住居址である事が確認された。

壁高はカマド附近で $20\sim30cm$ 、東側で $11\sim15cm$ を算している。柱穴は西壁にそって2個、北東隅に1個が発見されており、おそらく四隅に1個所ずつ位置するものと考えられる。石心に使用した石は、カマド近くの床面に散在し、焼土はカマド附近と床面中央部に認められ、出土遺物は若干の土師器破片と灰釉陶器が出土している。

第37号住居址(図版XIV-1・第5図中)

第46号住居址の西方に発見された住居址であり、第38・40・47号の各縄文時代の住居址を切断して構築されている。この住居址は、ローム面を約 $30cm$ 掘り凹めて構築されており、その落込み状態もきわめて明瞭に判別できた。

住居址は、46号同様東南隅の壁に石心粘土製カマドを有し、東西 $4.35 \times$ 南北 $4.15m$ を算する方形プランの竪穴住居址である。方形プランを有する住居址の中にあり、この住居址は竪穴内部全面にきわめて多量の木炭及び焼土が認められ、遺物も豊富に遺存する事実からおそらく火災にあった住居址として考えるのが適当であろう。壁高は約 $30cm$ ほど算し、床面はきわめて良好であり南側の壁にそって一条の細い溝が認められる。

カマドは石心粘土製カマドであり、カマド附近にあっては南側壁に接して1個のピットが存在している。

第39号住居址(第2図下)

この住居址は36号住居址の西側に発見されたものであり、36号同様暗褐色土層中に構築されており落込み状態も不明瞭であった。

住居址は、西壁中央部に石心粘土製カマドをもつ東西 $4.8 \times$ 南北 $3.7m$ を算し、ほぼ方形プラン

を有する堅穴住居址であるが、全体的に不整形に作られている。

壁高はカマド附近で約15cm、東側で約6cmを算し、床面は褐色土をそのまま使用している。このため柱穴も東側床面に1個所認められるにすぎず、他は不明である。

カマドは、石心粘土製カマドであるが、その形状はかなりくずれ、石心の石は附近に散在している。焼土もこの附近一帯に認められた。出土遺物は、カマド附近から土師器破片、灰釉陶器などと共に古鏡の出土がある。

第46号住居址(図版6下段、第2図)

第36号住居址の東側に発見されたものであり、この住居址も暗黒色土層中に構築され、その落込み状態はきわめて不明瞭であった。

住居址は東南隅の壁に石心粘土製カマドを有する東西3.7×南北4.5mを算する方形プランの堅穴住居址である。壁高は東側で約20cm、西側で17cmを算している。

床面は褐色土をそのまま使用しきわめて悪く、柱穴も四隅に各1個所ずつ認められている。カマドは前記のごとく石心粘土製カマドであるが、形状はほとんど止めない。

遺物は、カマド附近で土師器、灰釉陶器、鉄製品等が散在して出土している。

以上方形プランを有する住居址は、調査区東南隅に集中して発見されたものであるが、ここで問題となるのは第36・39号と第37・46号住居址のカマドの位置がそれぞれ異なる事実である。前者は西壁に後者は東壁、東南隅にそれぞれ構築されている点である。

カマドはいずれも、石心粘土製カマドとして把握されるものであり、出土遺物を含めて観察しても、時間差はほとんど認められない。これらの事実は、天竜川をはさみ本遺跡の対岸に位する福島遺跡でも認められており、いかなる環境の変化がそこにあったか一つの問題点として考えたい。

いずれにせよ本調査におけるこの種の住居址は、前記したごとく四個所の発見のみであり、多くの住居址が調査されたならば、この問題点はある程度解決されるものであろう。

また住居址は、39号・37号の西方及び北方に発見されなかった事実から、これより東方にこの時期の集落中心部が存在するものとして考えられるが、未調査のため不明である。(遠那藤麻呂)

第2節 遺 物

本遺跡出土の鉄製品として数えられるものに、鉄製鎌・刀子・と少量の鉄片等があるが量はきわめて少ない。

1. 金 属 器

鉄 製 鎌(第16図上1、図版XIV-7)

第46号住居址からは鉄鎌・刀子等の出土がある。鉄製鎌は、長方形の鉄板の尖端部をわずか折

りかえしたものであり、現長約14.5cm、幅約2.5cmを計測し、全体的にかなり腐蝕しているが、保存状態は良好であり原形を保っている。

か折両者とも腐蝕度は進んでいるが、比較的保存状態は良好である。

刀子(図版XIV-8、9、第16図2、3)

第37、46号住居址より、それぞれ一点が出土している。これら二点の刀子は両者とも尖端部を欠損しており、前者は現長約13.6cm、幅約1.5cm、後者は現長約14.3cm、幅約1.2cmを算している。

古銭(第16図上4、5)

第39号住居址より出土したものであり、熙寧元宝・元符通宝の二点である。前者は1068年(熙寧元年)、後者は1094~1097年にそれぞれ鑄造されたものである。

2. 土器類(第16図、図版XIV)

土師器・須恵器・灰釉陶器の出土があり、特に灰釉陶器の出土は著しく、土師・須恵器にあってはきわめて少量の出土である。

灰釉陶器は、碗・皿・杯・高台付杯等が出土しており土師器は、甕・杯・高台付杯・須恵器にあっては、杯形土器等の形態が認められている。

第16図に示す1~3は第36号、4~12は第37号、13~15は第38号、16~19は第39号、20~26は第46号の各住居址よりそれぞれ出土したものである。

(碗形土器)11・13・16・20・26等に見られる非常に大形なもので、わざわざ高い高台が取り付けられ、口縁部にむかひ半円形状に立ち上る形態を示すものである。器形はほとんど類似するが、高台の断面形態に若干異なるところが認められる。

11・13の器形これらは高台が下にむかひ太くほぼ垂直に取りつけられ最下部に致ってわざわざ内面に削り取られているもののほか、16のごとく非常に薄く内側にむかひ内反する形態を示すものがある。また20・26の様に高台が太く外側にむかひ若干外反する形態をもつものが認められる。器壁は、底部附近でわざわざ厚手のものと薄手の二種類が認められ、両種共に口縁部に行くにつれて薄くなるものである。底部は系切であり、器面には薄い釉薬が附着している。

(皿形土器)4・5・6・7・10・12・14・15・18・22・23等がこれに属す。これらにあっては、高台を認めるものと認めないものがある他、高台をもつものにあって皿部を二段形成するものの三種が認められる。皿形土器はほとんど器高が少なく、また高台が比較的小さく取り付けられているものが多量に認められる。4・5・6・7・15・22がこれに属するものである。

また高台が大きく外側に発達しているもの10・18・23も認められる。

これらは、器高をある程度あり大形の皿形土器である。これら皿形土器の中にあって、比較的器壁の厚手のものと非常に薄手のものとの二種に区別できる。器形は、底部より口縁部に変化は認められない。

(环形土器) 17・19・25であり、ほとんど同形態を示すものである。高台は大きく外側に外反する形態をもつもの17・19と内側に内反するもの25との二種が認められる。

土師器 この種の出土はわずかで壺形・环形・高台付环形土器がある。

壺形土器にあっては、きわめて大形な器形を認めるもの1・2と21のごとき小形なものとが認められる。三点とも胴部以下を欠き、口縁部直下で一段くの字に近いくびれを呈するものである。これら三点の器形は、ほぼ同器形をなすものと考えられるが、口縁部にそれぞれ特徴が

土師器、須恵器、灰釉陶器測定値表

番号	種類	口径	底部径	番高	深さ	高台高さ
1	土師	29.2cm	cm	残存部9.7cm	cm	cm
2	"	25.6		残存部5		
3	須恵	13.0	4.4	4.0	3.4	
4	灰釉	11.7	16.0	2.1	1.1	0.5
5	"	13.0	7.4	2.1	1.2	0.5
6	"	12.0	6.5	1.6	1.0	0.3
7	"	13.3	7.2	2.0	1.1	0.5
8	"	13.0	6.3	4.0	2.9	0.6
9	"	12.0	5.7	3.5	2.3	0.4
10	"	14.8	8.4	2.9	2.4	0.4
11	"		8.0			0.8
12	"	11.0	6.0	2.5	1.1	
13	"	15.8	7.5	6.1	4.7	1.0
14	"	11.0	5.5	3.0	2.3	
15	"	14.0	7.2	2.2	1.7	0.3
16	"	16.2	8.4	6.1	5.1	0.8
17	"	14.0	6.3	4.2	3.1	0.5
18	"	13.3	7.2	2.9	2.1	0.5
19	"	14.0	6.7	4.5	3.2	0.5
20	"	19.1	7.5	9.5	4.8	0.7
21	土師	14.2		残存部4.5		
22	灰釉	11.2	6.2	2.2	1.5	0.2
23	"	14.8	7.5	2.6	1.6	0.5
24	土師	10.7	4.2	4.0	3.3	0.5
25	"	12.2	5.2	3.9	2.8	1.0
26	"		9.0			

が認められる。(1)にあっては、口縁部が非常に大きく外反し(2)は、口縁部の外部は直立に近い立ち上りを示している。内部はくびれ部で一段の継ぎを認める事ができる。(3)にあっては、きわめてゆるやかな立ち上がりを示しているものである。このほか土師器・須恵器とも各一点の环形土器が出土している。

环形土器(24)は、底部近くにヘラによるものか、わずかな整形痕が認められる。

須恵器 坎形土器3は、本遺跡唯一の出土であり底部は両種共糸切を有し、器形は底部より口縁部に対しほとんど変化は認められない。須恵器にあっては、数条のロクロ痕を残しているものである。

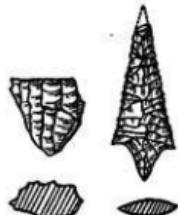
全体的にみて土器類は、若干の土師器・須恵器をのぞけば灰釉陶器が大半をしめる。また灰釉陶器は、前記したごとく数種類に細分する事が可能であり、この大部分の灰釉陶器は、高台の形態及びその整形状態の異なる点が認められる。しかし坎部における状態は、高台の有無にかかわらず底部糸切の状態よりロクロから分離される時の糸切の方向が、ほとんど同様と考えられ回転台のクセ等、その大部分が同様と見るのが適当である。皿形土器にあっては、皿部を二段形成するものが比較的多く認められる事実は、土師器の高台付坎、坎形土器等と共に多く発見される一連のものの中にあり、灰釉陶器の碗形土器、皿形土器、高台坎形土器、坎形土器も同様伴出関係にあるものである。この種のものにあっては、これらの出土遺物と共に附近の遺跡より出土する遺物類を相対的にそのあり方をつかむ必要性がある。しかし現時点においては、この方面的資料及び研究不足のためこれらの出土遺物を平出遺跡等の様式にあてはめれば、これら一連の遺物類は第5様式から第6様式におよそ比定され得るものであろう。また第5様式に伴出する灰釉陶器の下限が平安時代に置かれているものであるからおよそ11世紀に比定して誤りはなかろう。土師器の高台付坎の破片が認められている事実と、熙寧元宝及び元符通宝からも、前者が1068年熙寧元年、後者が1098~1100年元符年間に鑄造されている事実から、住民址及び出土遺物の年代がおよそ推定されよう。

またこの灰釉陶器の中にあって山茶碗として把握される可能性の強いものが認められるが、信濃における現在の研究段階では、灰釉陶器と山茶碗をどこで区別するか、時期的及び形態学的試案がなされていないため不明である。しかし本遺跡出土の灰釉陶器は、きわめて優秀なものであり当然東海地方の影響を受けていた事が考えられるのである。また土師器・須恵器の出土量が少ないのに対し、灰釉陶器の出土量がきわめて多い事実は注目される。(遠藤藤麻呂)

(付) 先土器時代の石器

細石刃核(左) 61区のソフトローム層上面から出土した小形石核である。長さ3.5cm、巾2.4cm、厚さ1.2cmの半円錐形の正面に巾7mm~4mmの剝離痕5条が並列している。打撲面は、自然面のままで、剝離角は90°~80°である。背面は不規則な剝離面である。良質な黒耀石製。

有舌尖頭器(右) 61区の西南限から長芋採取中に出土したもので、包含層は、1m余の深耕のため全く擾乱されていた。長さ6cm、最大巾2cmで、厚の長さ1.2mmを示し比較的長い。身の部分の剝離調整は丹念に行われ、尖鋭な刃部を作出している。極めて良質な黒耀石製。(林茂樹)



第IV章 結 言

○

開田工事と併行した緊急事態の中で実施された月見松遺跡の発掘調査の状況は、前述のとおりであるが、極めて大規模な遺跡で発掘面積も広いためこの事後の整理と研究は、相当長期の時間を必要と思われる所以、こゝでは、発掘調査の過程において把握し得た所見と問題点を記して今後の研究と保存措置の参考に資したい。

まず第一は、本遺跡の規模と立地についてであるが、工事の関係上、任意の地点を選定して発掘した面積 9,740 平方m 内に竪穴住居址 58 箇所 特殊遺構 5 箇所、合計 63 箇所が密接に複合した状態で検出されたことである。一方、当初の表面採集による分布調査の結果によれば東西 600 m、南北 250 m の長方形形を呈する遺跡地で総面積 150,000 平方m を測り、その西半部 2/3 は縄文中期土器、東半部 1/3 は土師器、須恵器、灰釉陶器が濃密に散布していた。これを遺跡の範囲として、約 10,000 平方m 内約 60 箇所の遺構の存在をもって全遺跡の遺構存在数を推定すれば、縄文中期の遺構は 60 箇所 × 10 ha で 600 箇所となり 600 戸 近い竪穴住居址の在在が確実視される。また平安期住居址は、61 の 1 区 1.5a に 4 戸 あるから 5 ha に 133 箇の存在が推定できるのである。以上のことから、極めて大規模な遺跡であることを窺い知ることができる。上伊那郡内における縄文中期の遺跡は、総数 349 箇所を数えるが中期初頭形式土器のみを出土する遺跡 12 箇所、勝坂式のみのそれは 37 箇所、加曾利 E 式のみのもの 128 箇所、中期初頭と勝坂式と重複して出土するもの 4 箇所、勝坂式と加曾利 E 式と重複するもの 64 箇所、中期初頭と加曾利 E 式と重複するもの 37 箇所、中期初頭、勝坂式、加曾利 E 式とつづくもの 128 箇所、中期初頭、勝坂式、加曾利 E 式とつづくものの 59 箇所で他にくらべて比較的大遺跡が多いが本遺跡はこの 59 箇所のうちの 1 つであって、本郡所在縄文遺跡のうち最も大きな規模を持つ遺跡である。さらに他の地域と比較する時、北接する隣郡諏訪には、八ヶ岳山麓の高原地帯に特別史跡尖石遺跡 (2 ha)、史跡 (註 1) 井戸尻遺跡 (1.5 ha) があるがこれよりも大規模で、関東地方には史跡加曾利貝塚 (10 ha) (註 2) があるが、これとほぼ同等の規模をもつものと謂うことができる。

この大規模な遺跡が、この地に形成された理由のうち最も大きな比重を占めるのは、山麓と大河の間に形成された河岸段丘が、広大な平原状を呈し、この河岸段丘を裁く小支流に臨む高台の 1 部に豊富な段丘崖湧水が存在する点にあり、それが往時は、台地の 1 部に小さな湿地帯をもっていたことであろうと思われる。この台地一帯、即ち、天竜川右岸と小沢川北部の経ヶ岳東側の三角形を呈し、段丘の発達した地域における縄文時代遺跡の分布状態を観るにその立地から大別して三つに分類できる。A は山麓線に位置するもの 38 箇所 (58%)。B は天竜川に臨む河岸段丘突端に位置するもの 24 箇所 (36%)、C はその中間、即ち段丘面内の小支流の沿岸に位置するもの

3箇所(4%)である。本遺跡はC類に入る。これは、山麓・天竜川とともに半径3km以内に求めることができ、狩猟、漁労とともにその生産地帯が広く求められ易く、経済生活に於けるヒッターランドが広大であることに起因している。またその理由のひとつは、交通上も、重要な立地を占めていることにも起因しよう。即ち、西方5kmにある櫛兵衛峠は、木曾山脈を越えて木曾谷に通ずる最短コースで、標高1,522mの比較的容易な峠をたどることができる。本遺跡から散量ながら船元系土器を伴出していることは、この峠を通じ木曾谷から、御岳山麓地帯、飛驒高原などを経由して遠く畿内、瀬戸内方面との文化交流が営まれていたことを証明し得よう。^(註6) また木曾川渓谷から野麦峠を経て松本平との交流も容易である。さらにこの地の展望状況が今もなお、南北に長い伊那盆地を一望のもとに見わたすことができるという立地は、見のがすことができない。特に平安期集落址の場合は、水稻耕作から、畑作への前進という理由をふまえて、なお、かつ、交通上の要地、即ち、延喜の古道と呼ばれる、東山道の道すぢに当り、また、小沢川渡河点の北岸に位置していることを想定することができる。伊那谷を縱貫する中央高速自動車道ができる限り直コースを選定してこの地点を通過する現実を視るとき、平安の官道もまたこの地を選定していたであろうことは道路の性格上必然としてよいであろう。

第二に、縄文土器の分類と編年の問題である。前述の土器の項に記された類別と、住居址の切り合い関係、各住居址における土器の共伴関係を総合してみると次に記すように、縄文中期初頭から終末期にかけて、7型式の編年を構成することが可能である。(第Ⅳ章縄文土器の項参照)

月見松I式土器 A類とB類の土器が組み合わさったものであり深鉢形土器が多い。このうち、A類とした綾杉状沈線文を地文としその上に、結節状浮線文とボタン状貼付文を施すことによって文様を構成する土器は、縄文時代前期最終末の土器群の範疇に入るものであるが、結節状浮線文の断続的な施文方法には、直線状のものと、渦巻状のものがあり、前者から後者に移行していく段階が認められ、本遺跡のものはこの移行期に該当するものである。從来の諸畿式直後形式または下島式直後形式および日向式に類似したものと認められる。

B類土器は、從来中期初頭の一群とされたものであるが二つの要素をもっている。一つは、右撫2段の細い斜縄文帯を地文とし、半截竹管による平行沈線文を主文様とするが口縁や口頭部の隆帯に連続爪形文を施し胴部に平行沈線によるコの字形、Y字形文様を施すタイプと、別に、口縁から胴部にかけて隆帯で横帯区割し、その間を平行沈線による斜格子目を書き、籠目文状の文様帶で埋める手法のものである。前者は関東における五領が台式、甲州における花鳥山式に類似し、後者は、諫訪における躍場式に類似しているが、最近、八ヶ岳南麓において定着した籠目^(註7) II式に比定することができる。このA類およびB類二要素、併せて三要素の土器の共伴関係は、29号址において集煙炉址の周辺床面に密着した三箇体の土器の存在によって証明することができた。また36号址周辺、58号址および30号址でもこの共存関係が認められた。

月見松II式土器 C類として一括したもので前記I式土器と、かなり近似性があり、その発展

として捉えることができる。I式に示された深鉢形土器は分化し、浅鉢形や樽形の土器が出現し、文様の三要素すなわち、結節状浮線文、平行沈線文、斜格子沈線籠目文は分解され、同一固体の中に集約されて表現されるようになる。第10図の1と9、同4と6、同5と7の関係はこれを証明していよう。またこの字形懸垂文の間にひとつづつ半截竹管の背による連続刺突が施される手法が出現する。

この時期に瀬戸内地方の船元式の土器の系統が、流入してくる傾向が認められる。第9図-35の土器がこれを証明しているが、本遺跡周辺にも認められる。例えば箕輪町中学校敷地、駒ヶ根市中沢横山遺跡B地点、宮田村鳥林遺跡からも、このII式土器と共に出土していることは、見逃がせない事実である。

月見松III式土器 D類とE類が共伴する一群である。D類は前記I式およびII式の伝統性の濃いタイプで半截竹管によるまばらで浅い縱方向の平行沈線文を主文様とし、口縁および頸部の隆帯に連続指圧を加える手法が主体となる。また左撫あるいは右撫二段の櫛文原体を器面全体に回転させる手法も復活している。これは、從来平出三A類の形式名で呼ばれている土器に該当している。これに対してE類は、関東地方の阿玉台式土器の示す要素を濃厚に持っており、例えば、深鉢の器面全体を隆帯による棒で囲んだ小判形を連続施文し、その内部を半截竹管の背でくの字形もしくは爪形を連続刺突した文様で飾る手法がその代表例である。この両者の関聯は、16号址、18号址、56号址において床面の同一レベルから検出されたことなどから明らかに証明されるのである。

月見松IV式土器 F類としたもので52号址において一括把握された一群である。前式に比べ、大きさと器形が分化し大形、中形の深鉢および浅鉢など変化とバラエティに富んできており、施文も前のIII式に見られる隆帯による小判形の棒と巾の広い連続爪形文、半截竹管による縱方向の深い連続平行並列沈線文等が盛行する一方、深鉢形土器では、胴下部から底部にかけての肥厚と張り出し、文様区割の彫刻的施文手法とみみづく状口縁把手の出現は、中期初頭から勝坂式土器の発展の萌芽と観るべきであろう。隣郡諏訪の八ヶ岳南麓地域で藤内式とよばれ、湖北で後田原式とよばれるもの一部に類似した土器群である。

月見松V式土器 G類として一括したもので、特に深鉢形土器における胴部の肥厚と半月状または桶状区割の連続施文手法の出現と、口縁部文様と胴部文様帶との間に無文帶を置いているのは著しい特色である。また施文手法が極めて彫型的になり、文様も複雑化し豪華な構成を行うようになって、いわゆる勝坂式風の重厚な様相を呈してくる一方、第12図-28・口縁に見られるように、文様帶が規格化する点や大きな壺形土器が現れこれに大きな顔面把手を附加する点が特徴である。また一部には連続平行刺突文が相交らず盛り（第11図-26、第12図-27、29）している点が認められ、前代形式手法の残存状態をうかがうことができる。八ヶ岳南麓における井戸尻式後半期の土器群に比定することができる。

月見松V式土器 H類およびI類を一括した土器群である。H類では深鉢形土器の器形がキャリバー形としての形態を整えており、内湾する口縁部の器面に平行沈線を施し、これを地文としてその上に直交する細粘土縦を平行して貼りつけ、籠目文様を構成するのが特色で胴部には隆帯による太い懸垂文が出現する。図版VI-15や第12図-33の土器がこれで、類品で、繩文土器の一^(註10)般的近代表として知られる東京国立博物館蔵品は、本遺跡東北方1kmの御闇宮の前遺跡出土のものである。またこの時期は、有孔鈎付土器が出現していることが判明した。第12図-34がそれで胴部が太数状に膨み、鈎上部につけられた孔は、胴部に対し斜めに穿けられている。

I類は鉢形深鉢形土器の器形がキャリバー形のものと砲弾形のものに分化し、隆帯や沈線による大きな渦巻文様が主文様となる。胴部全体に沈線による連続斜線または杉綾文を地文としてその上に太い隆帯や沈線による渦巻文を加飾したものが多い。なお有孔鈎付土器の孔は鈎に直角に穿けられるようになる。また埋甕の風が盛行する。

本形式は、加曾利EⅠ式および曾利Ⅰ式に比定でき得る。ただしH類はこれに先行する特色をもつよううかがえるが、単純な出土が認められないので本形式の中に地域的特徴をもつものとして一括しておいた。

月見松壺式土器 J類として一括した土器群である。深鉢のキャリバー形が完全に整つてきた点に特色を持ち、文様としては、V式に見られる大きな渦巻状隆縫は姿を消し、口縁部に小さく集約され、胴部以下は2-3条の直線状懸垂文がほどこされその間は杉綾状の沈線文で埋められるようになる。有孔鈎付土器は薄手で丹念に仕上げられ、器面に美麗な研磨が施されると共に、鈎そのものに穿孔されているのが特色である。埋甕の風習はやゝ衰えてくるようである。本型式は加曾利Ⅱ式または曾利Ⅱ式に比定でき得る。

以上の分類と時間的序列により本遺跡における土器型式の変遷と推移を見るととき、勝坂式最盛期の一型式に断絶が認められるとしても、総じて雄鷹豪社を特色とする中部山岳地帯の繩文中期における土器文化の成立していく過程をスムーズに示している。特に中期初頭の様相は明確に把握されているように見受けられる。この詳細は今後の具体的系統的な遺物の検討に待つとして、現在の段階ではこれを中軸に本遺跡に認められた生活文化について述べていきたい。

第三に、集落の構成についてであるが、精査実面積3,000平方mの内に繩文時代の住居址54戸、平安期のもの4戸を発掘またはその存在を確認することができた、これは前述のように工事の関係上、任意の地点を選定したに過ぎないので、本遺跡のごく一部分をのぞく窓となる。したがつて限定されたスペースの中で把握された住居址の集合状態について考察をすすめるわけである。

集落の立地と分布状態について特に表面観察で把握できなかった、微地形が、発掘作業中の表土剥離によつて明確に地上に現出したので、まずこれについて述べよう。

第1図の遺跡地形図の示す地表のセンターによっても推察できるように、57区から66区に至る

10区割計2600平方mの地域内に西から東にかけて三つの小丘が突出している。特に表土剥離を行なった57区から61区では並列する小丘のうち最南端の丘陵と中央部の丘陵が地上に姿を現した。61区は並列する小丘の南端部と丘陵下の凹地となり往時は湿地を形成していたと考えられるほど黒土が1m余も堆積していた。この三つの小丘をそれぞれ南、北、中央の小丘と仮称すれば57区と58区の南半分と59区に存在した住居址群は南小丘の北斜面に位置し、農道Sを中心軸線として56区の住居址群は南斜面に位置することになる。また57区および58区の6号址、18号址、28号址、58号址、17号址、29号址は中央小丘の南側斜面に立地しているわけである。61区の住居址の大半は、中央小丘の舌端部に立地していたことになる。さらに北小丘の北斜面にも中期初頭の住居址群が濃密に存在していたことは別に行われた南信農水試験水田造成に伴う調査の際明らかにされた。また未発掘地区の57区、58区、59区の北半部は中央小丘の丘頂平坦部に当り表面観察によつても濃密な土器散布状況が認められたので住居址の存在は特に数が多く密集していることが予察できた。

この分布状態を時期的に見ると、中期初頭の住居址群は南側小丘の北斜面と小谷をはさんで相対する中央小丘の南斜面一部に立地しており、中期中葉のものは、各小丘の舌端部に位置し、中期終末のものは、南小丘の南側斜面に立地する傾向が認められる。総体的に見れば、河岸段丘の川に面した突端部の南側斜面には、中期終末期の集落が立地し、小丘の舌端部には中期中葉の集落が営まれ、段丘面の内部の北側斜面に中期初頭の集落が成立している傾向が認められる。このように細文中期の中においても各時期により集落立地が異っていることが把握できたがその条件や理由については、今後の詳細な検討によつことにしたい。

また、同一時点における集落の構成についてその概要を示せば、次表のようになる。

伴出土器型式	住居址数	該当住居址番号	時期
第Ⅰ式	11	4, 29, 36, 13, 58, 25, 11, 21, 14, 24, 15, 12	中期初頭
第Ⅱ式	4	42, 50, 25, 17	
第Ⅲ式	7	18, 49, 16, 24, 56, 6, 38	
第Ⅳ式	7	52, 37, 48, 26, 41, 43, 23	中期中葉
第Ⅴ式	6	20, 13, 31, 28, 54, 51	
第Ⅵ式	9	57, 33, 5, 7, 9, 45, 8, 27	
第Ⅶ式	6	3, 10, 40, 2, 53, 47	中期終末

このように細別された各時期は11戸から4戸であるが周囲の未発掘地点にまだ関係した住居址があり、集落址のすべてが発掘把握されたものではないことと、細別された同一時期の住居址の中に互いに切り合っているもの（40号址と47号址例・52号址と51号址例）が認められ、同一型式

の土器使用期間に住居が建て代えられることも認められたことや、特に中期初頭の第Ⅰ形式など11例もあるが、29号址に見られるように竪穴でなく平地に近い構造を持つ例もあり、この時期には竪穴の壁も床面も壁級でなく、粗造されており、極めて短期間居住した形跡が認められることから速断は許されないが本遺跡における各住居址群の同時的存在は平均最低の単位をなす小グループは6戸～7戸の存在が確実となろう。ただし小グループは同一地域にいくつかのグループが集って群を構成している場合があるが、この占地のひろがりについては、中期初頭と終末では大きな較差があることを看取できたので、指摘するにとどめたい。

また前述の集落を構成する最小半径の小グループの配置形態を看取することができたので付記したい。

まづ、第Ⅰ型式を伴う中期初頭の一群は、24号址、21号址、14号址、30号址と約5m間隔で環状に配列され、環状の内部は、直径20mほどの空間となっている。また第Ⅳ式とした一群のグループ、44号址、43号址、52号址、51号址、48号址は10mから15mの間隔で直径約20mの環状に並び、その中央は空間となっている。またいずれの場合でも2戸づつが近接していることは、すでに他の遺跡で想定されており、本遺跡での所見においても妥当性が存すると思われる。この2例以外においても2戸づつが近接していることは、2号址と10号址、8号址と9号址、23号址と26号址、28号址と13号址、55号址と57号址の例によっても確実である。

また集落構成のまとまりについて前述2例に比較し、第Ⅲ式のものは各戸の間隔が広く、相当大きな環状を呈するらしく、18号址と6号址、16号址と38号址、49号址と56号址というように2戸づつが伴いながら構成されているように見受けられるのである。各時期により一単位の集落の占める面積は異っているように見受けられるのである。これらの検討も今後に残された課題であろう。

次に、竪穴式住居のプランについての変遷であるが中期初頭の第Ⅰ式を伴う住居址の竪穴のプランは、円形、楕円形が主で限丸方形が若干あり柱穴4箇から20本（主柱穴5～4箇、別柱穴7～18本）で複数多様であるが、第Ⅱ式を経て第Ⅲ式に至ると限丸方形が増加し、柱穴も10本～5本に減り第Ⅳ式では円形、限丸方形、楕円形とほぼ同数になり、バラエティに富んで柱穴も5本～6本と整理統一の方向に進み、第Ⅴ式ではプランが円形に統一され、柱穴も5本～6本となる。第Ⅵ式では円形に比較して限丸方形が優越し、第Ⅶ式で、限丸方形に統一されると共に五角形プランが出現し柱穴も5本となる。このように中期における竪穴式住居址のプランは、円形を基調としながらも限丸方形に移行発展していく傾向を把握することができた。

なお、竪穴住居址内部に設けられた炉址の変遷について記したい。

炉の様式は、第Ⅰ式において屋外の集囲炉や屋内の埋甕炉、地焼炉、石圍炉とさまざまの形態のものが現れており、大きさは比較的小規模である。第Ⅱ式を経て第Ⅲ式になると埋甕炉と小形石围炉がほぼ同数の割合となり、統一の方向へ進む。第Ⅳ式においては埋甕炉は姿を消し、堅鐵

な円形石囲炉が増してくるが第V式ではすべて石囲炉に統一され、第VI式では、1辺190cmの方形大形の石囲炉が出現する。そして最終末期の、22号址では、平地式住居ながら埋甕を囲んだ石囲炉が出現してくるのである。なお、第I式から第VII式に至るまで地焼炉は僅かづつ断続的に伴っており、炉としての常識的な在り方を示している。このように縄文中期における屋内炉は、石囲炉が基調であることは論をまたないが、中期初頭から終末に至るまで、発展的に変化していく様相は、住居址プランの変化とともに見逃すことはできない。

本遺跡における縄文中期初頭から終末に至る住居構造の変遷を総合して把握できる原則的事項は次のようになるであろう。すなわち中期初頭では、前期から中期の過渡的様相を示し、プランも柱穴も炉址もすべて不統一であるが、第III式の阿玉台系様式の流入に伴い、限丸方形プランの増加、石囲炉の増加、柱穴の単純統一化と大きな転換が図られている点は注目に値しよう。第V式の勝坂期では、中期の基調となる円形プラン、5柱穴、円形石囲炉と統一的な様相を示していることは、土器文化の確立と軌を一にしている。第VI式以降、加曾利E期に比定される時期では、限丸方形プランの増加、5柱穴、大形石囲炉の出現と大きな転換をとげるが、これも大形土器の出現と同一傾向を持つ。さらに、住居址内施設として、前の時期に見られなかった屋内埋甕の風習が盛行することであり、また第3号址に示された石囲炉の北壁側に構築された配石構造と小形精巧な石棒樹立の風習の出現である。この時期における呪術的要素の濃さを、ものがたるものであろう。

第四に、特殊遺構についてであるが、屋外の特殊施設5例、屋内の特殊施設は前述の埋甕を除いて1例が認められた。屋外のものは、第I遺構の列石を除いてすべて石囲炉状遺構で、屋外に設けられた炉として差し支えないであろう。集落址に当然伴ってよい筈のものであるが、それが煮沸用のものか、信仰的な用途をもつものであるかは判定が困難であった。ただし第II遺構の場合は、中期初頭に属する屋外の調理用施設であることは、石積に用いられた石や炭化物等で明らかであり、この点、信仰的要素を持つ第I遺構の列石と対照的である。いずれも中期前半の時期と見做される。

屋内の特殊施設としては、第3号址の大形石囲炉址の北側に接して枕大の平石を直径1mほど^(直12)の環状に配列し、この配石中にて1個の精巧な石棒が出土した例である。これは先例の示す屋内立石施設であり、埋甕の盛行とともに縄文中期終末期に出現することとは、呪術的要素の濃厚な点、重要な意味を持つ。

第五に、石器の出土についてであるが、石鏃が比較的少ない点が注意された。過去における表面採集では多量に採取されたが、発掘において、特に住居址床面出土のものは僅かにとどまった。これが狩猟生活でなく原始陸耕の発生に起因するのか、今後の詳細な検討に待ちたい。また石斧は住居址によりその出土する数量に大きな較差があるがこれも今後の問題としたい。こゝでは他の石器や他例に比して多く出土した石錐について一応注目したいのである。伊那谷の中期縄文遺

^(註13)跡には石錘の多いことが知られているが、本遺跡でも大、中、小の各種が出土している。これすべて漁撈用具としての網のおもりとするのは、やや単純に過ぎ、別の用途を考えた方がよいようと思われる。

例えば、釣糸に使用するおもり、または、「むしろ」等禾本科植物の葉茎で織物を編む場合の用具等であり、民俗学的、文化人類学的な検討を今後行なっていきたい。

第六に、土師器を伴う住居址4例の出土についてであるが、61区の東部に集中して出土した石組粘土製カマドを伴う方形堅穴住居址36号址、37号址、39号址、46号址は、第Ⅱ層中に構築されたもの3例、ローム層（第Ⅲ層）に構築されたもの1例であるが、いずれも一辺5m未満の小形で、鉄製鎌、刀子、鉄屑等の鉄製品と少量の土師器、須恵器と、それに比し多量の灰釉陶器を出土している。カマドは、側壁に沿って西側にあるものと、東側にあるものとがあり、若干の時間差が存するものと思われるが、39号址床面から出土した3個の貨幣は宋錢であり、このことからはこの時期を平安末期と推定できることである。灰釉陶器から見ても恐らくこの集落は11世紀後半をさかのばることはできないと思われる。集落の大きさについては、この地点から東へ300mの地点まで、土師器、須恵器、灰釉陶器の破片が散布していることから見て、相当に大規模な集落と見て差支えない。こゝに出土した4例は、この集落の最西端に位置しており、比較的小形なのは、この時期における集落構成の1部、即ち「郷里制」構造の一端を表しているものであるかも知れない。月見松から東方2,000mに同じく灰釉を伴う鳥居原住居址があり、さらに小沢川をへだてた対岸の段丘突端に土師器を伴う城柵遺跡が存在しこの南方に2,000mの小黒原を距てた小黒川河岸段丘に伊勢並遺跡があり、草花文鏡を出土した八人塚古墳を中心とした古墳群と、須恵器、土師器、灰釉陶器、繩文早期、中期土器、弥生式中期土器を出土して著明である。灰釉陶器を伴うこれらの住居址群を総合してみると、前述の延喜の古道、東山道の渡河地点に当たる可能性以外に一つのまとまった「郷」の形成も推定できるのである。正倉院御物、交易布墨書に「信濃國伊那郡小村郷交易布一段、天平十年十月」と記された小村郷がこの地域に考定されており、本遺跡の平安期住居址は、少くともこのことに関係した遺構であろうと思われる。中央高速自動車道の通過予定地点はこの集落址の中心部を横断するので、この際の調査は、あくまでもこの点を解決する方針で実施されるよう希望する。

以上、調査中の知見と共に伴う所見について記したが、この詳細については、今後、刊行を予定されている詳報書に譲りたい。

終りに当つて、月見松遺跡発掘調査についての要約を付して参考に供したい。

1、月見松遺跡は、長野県伊那市大字伊那の小沢地籍に所在し、天竜川左岸の第一河岸段丘上に位置する。

2、発掘調査は、西天竜土地改良組合の水田化土地造成工事に伴う埋蔵文化財記録保存事業として、伊那市教育委員会が主体（国、県補助対象事業）となり昭和43年4月に実施し、発掘面

積9740平方mに及び、発掘期間27日、調査費総額200万円を要した。

3、本遺跡は、河岸段丘上に形成された縄文時代の中期初頭から終末に至る集落址と、平安時代集落址の複合遺跡で、面積約15haに及ぶ大規模な遺跡である。発掘調査はこの1部分について行われ、縄文時代中期竪穴式住居址54箇、特殊遺構5箇、平安時代竪穴住居址4箇、合計63箇の遺構を検出した。

4、本遺跡の性格上、最も特色とするところは、縄文時代中期初頭の集落址群であり、この様相は、中部山岳地帯に豪壮華麗な土器文化を誇る縄文中期文化の成立過程を明確に顯示している。

5、この調査に当つて、従来遺跡の保存が最も困難であった農地改良事業に伴う記録保存事業ならびに現状保存事業は、関係者の熱意と協力によつて、みごとな成果を挙げることができた。(藤沢宗平・林茂樹)

註 1 大場繁雄「信濃考古綜観」信濃史料刊行会 昭和31年

2 宮坂英房「尖石」昭和32年

3 藤森栄一「井戸尻」昭和41年

4 加曾利貝塚調査団「加曾利貝塚」昭和40年

5 林茂樹「天泡川河岸段丘における原始及び古代の居住立地とその変遷過程」昭和40年 災害研究レポート

6 林茂樹「上伊那の考古学的調査」上伊那誌刊行会 昭和42年

7 武藤雄六「長野県富士見町竪穴遺跡の調査」考古学集刊第4巻第1号 昭和43年

8 註5と同じ

9 註3と同じ

10 鳥居憲蔵「先史及原始時代の上伊那」上伊那教育会 大正13年

11 水野正好「環状石壠群の意味するもの信濃」第20巻第4号 昭和43年

小野真一「静岡野における先史聚落の研究Ⅱ」信濃20巻第2号 昭和43年

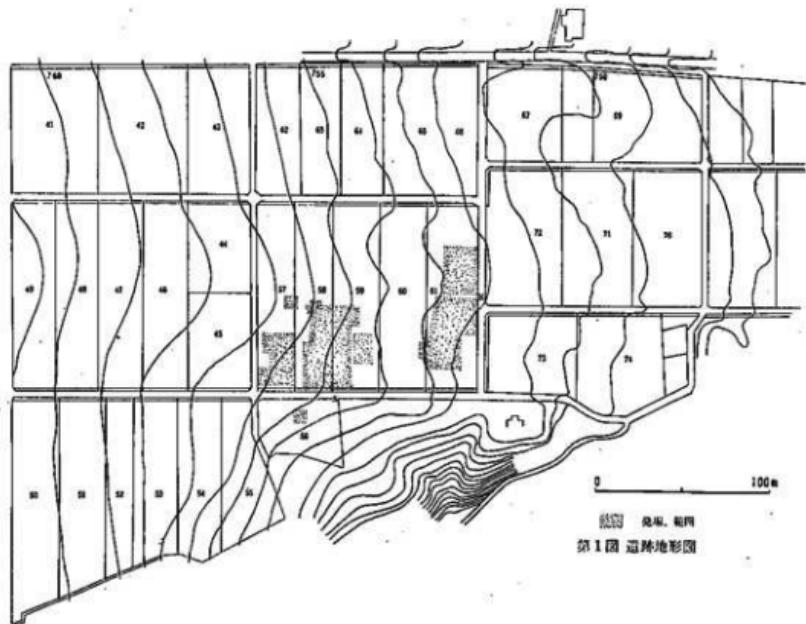
12 信濃美術館「目で見る信濃史料展」信濃史料刊行会 昭和44年

13 藤沢宗平「上伊那の考古学的現状調査」信濃第5巻第7号 昭和27年

大川清「伊那福島緊急発掘調査報告書」伊那市教育委員会 昭和42年

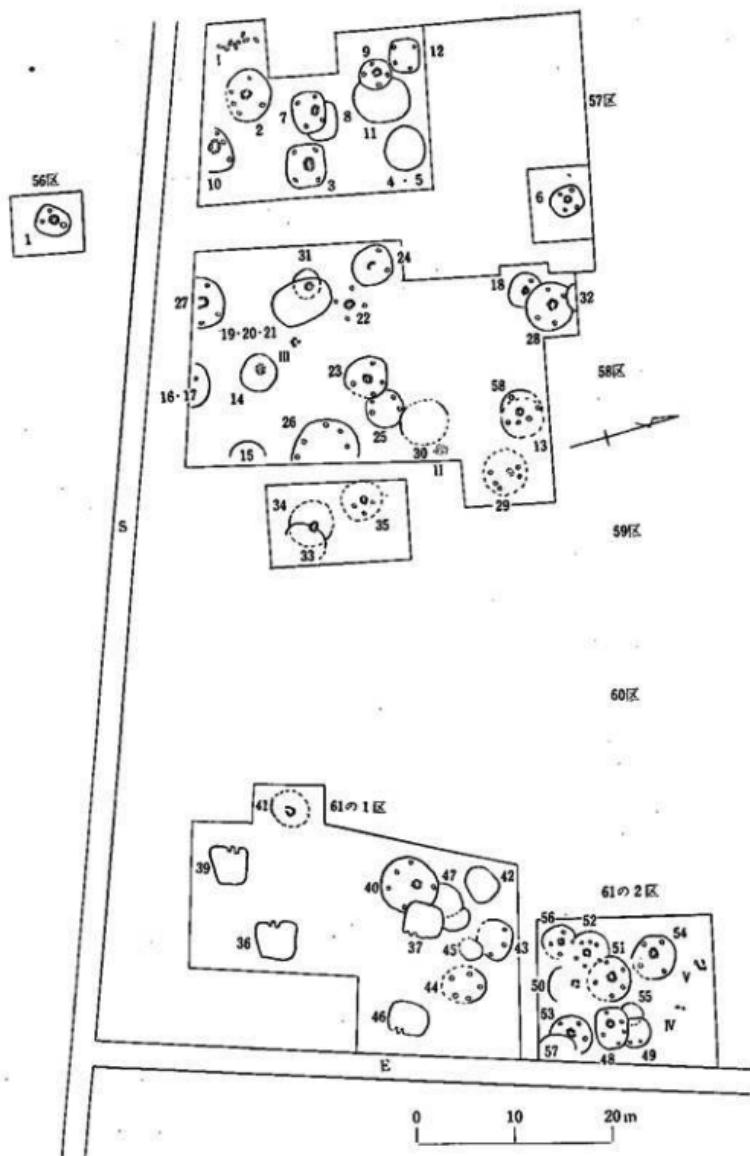
14 林・堀口「伊那市鳥居原遺跡の発掘調査」信濃第17巻第4号 昭和40年

15 市村成人「下伊那史第三卷」下伊那誌刊行会 昭和40年

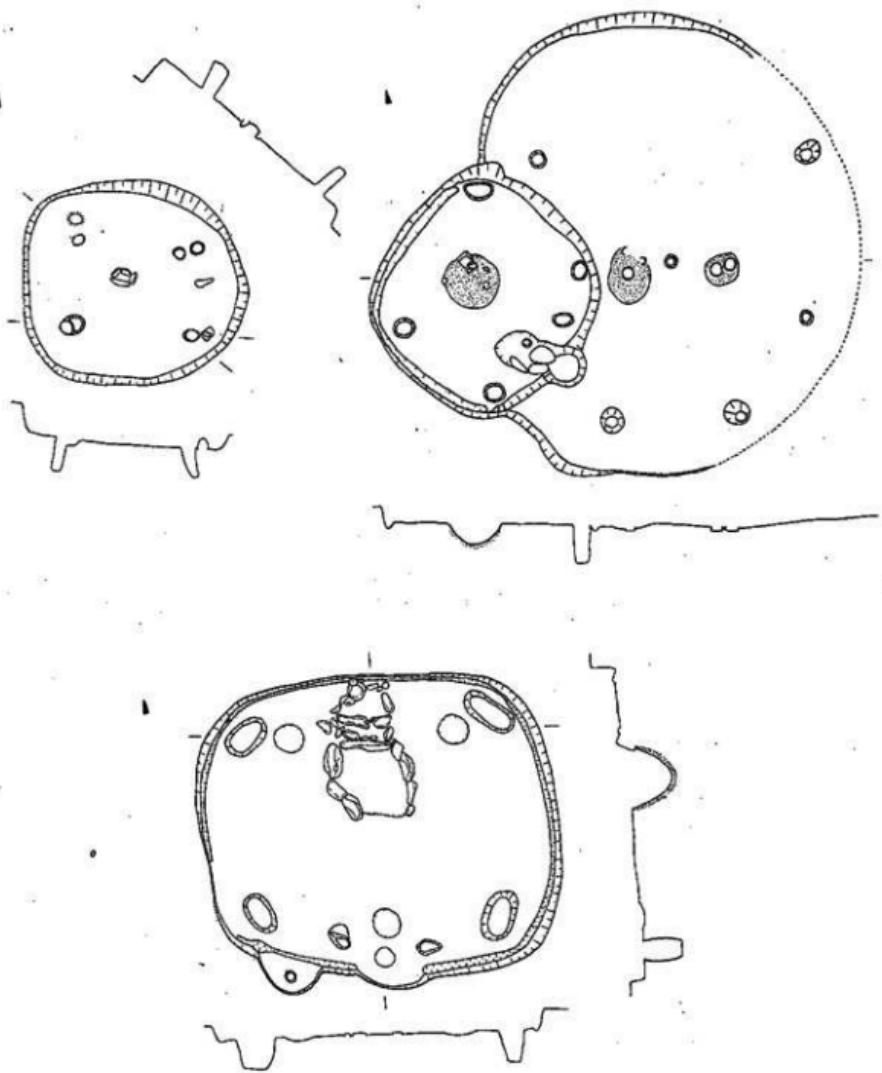


第1図 上段・遺跡地形図（5万分の1、国地「伊那」の1部）

下段・遺跡地実測図（調査及開田区画図）

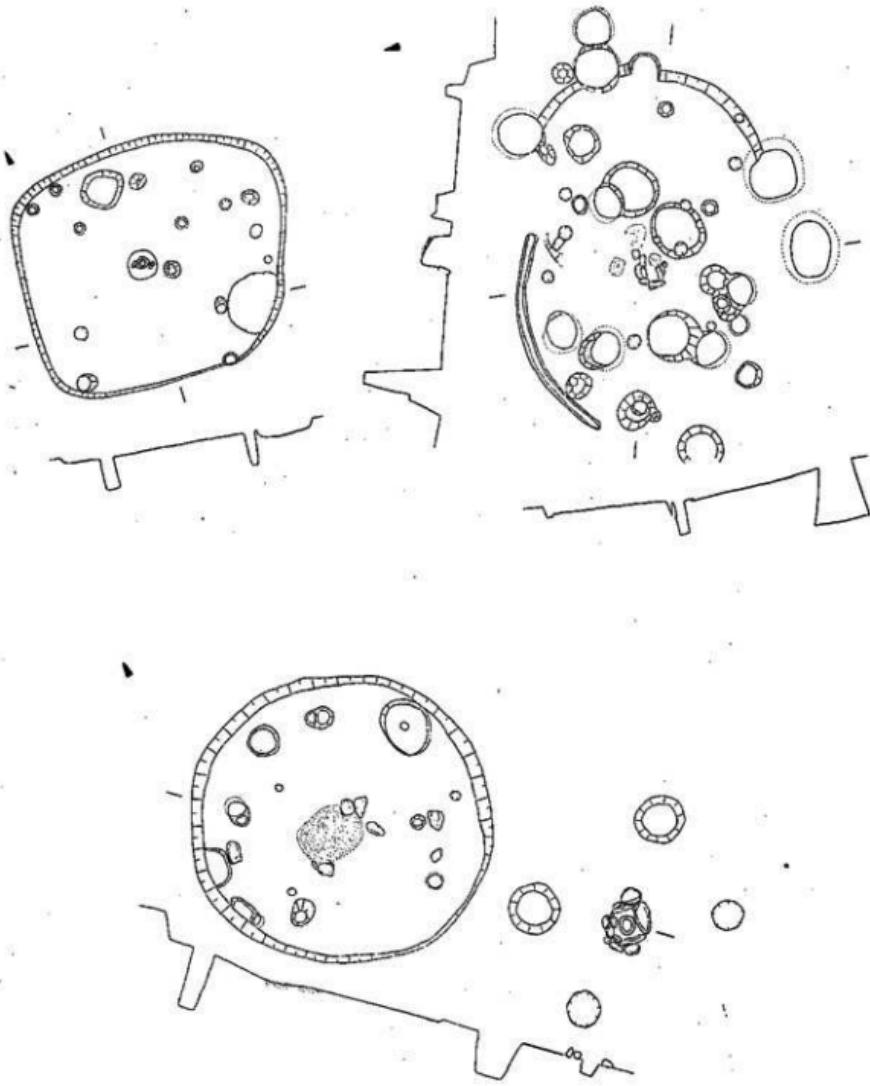


第2図 住居址配置実測図

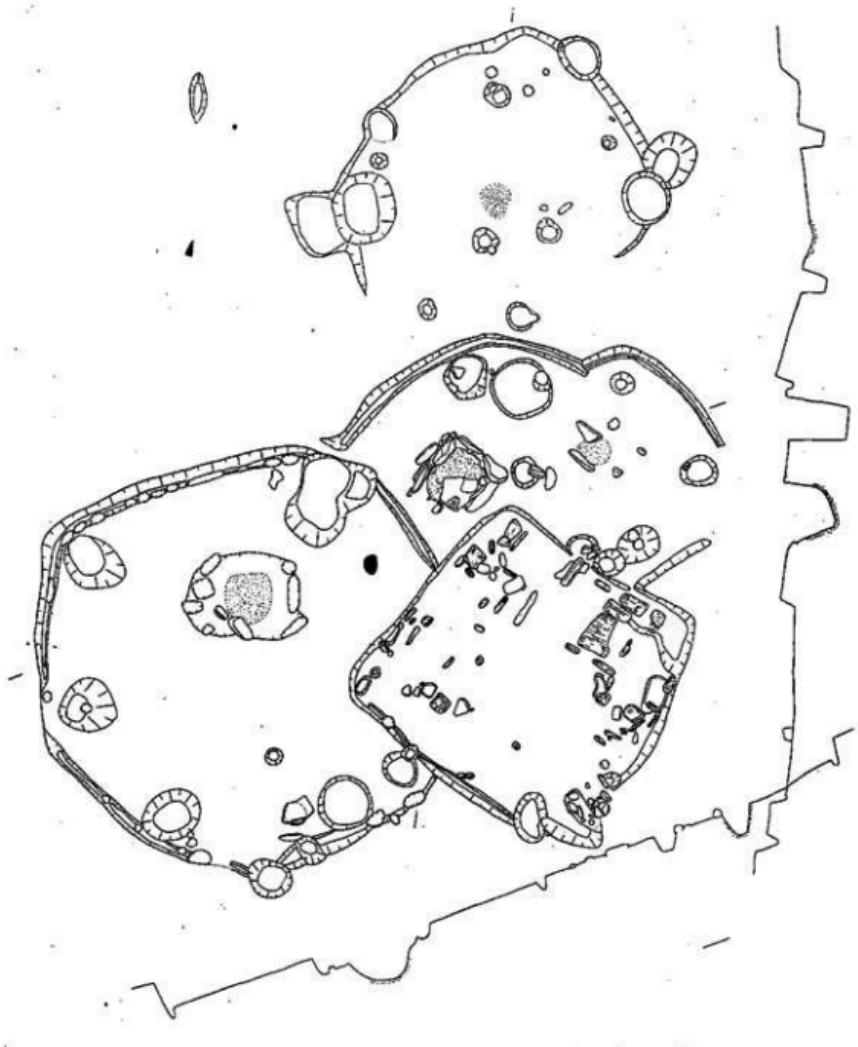


第3図 壁穴住居址実測図(1)

(左上)第6号址、(右上)第9,11号址、(下)第3号址 (縮尺100分の1)

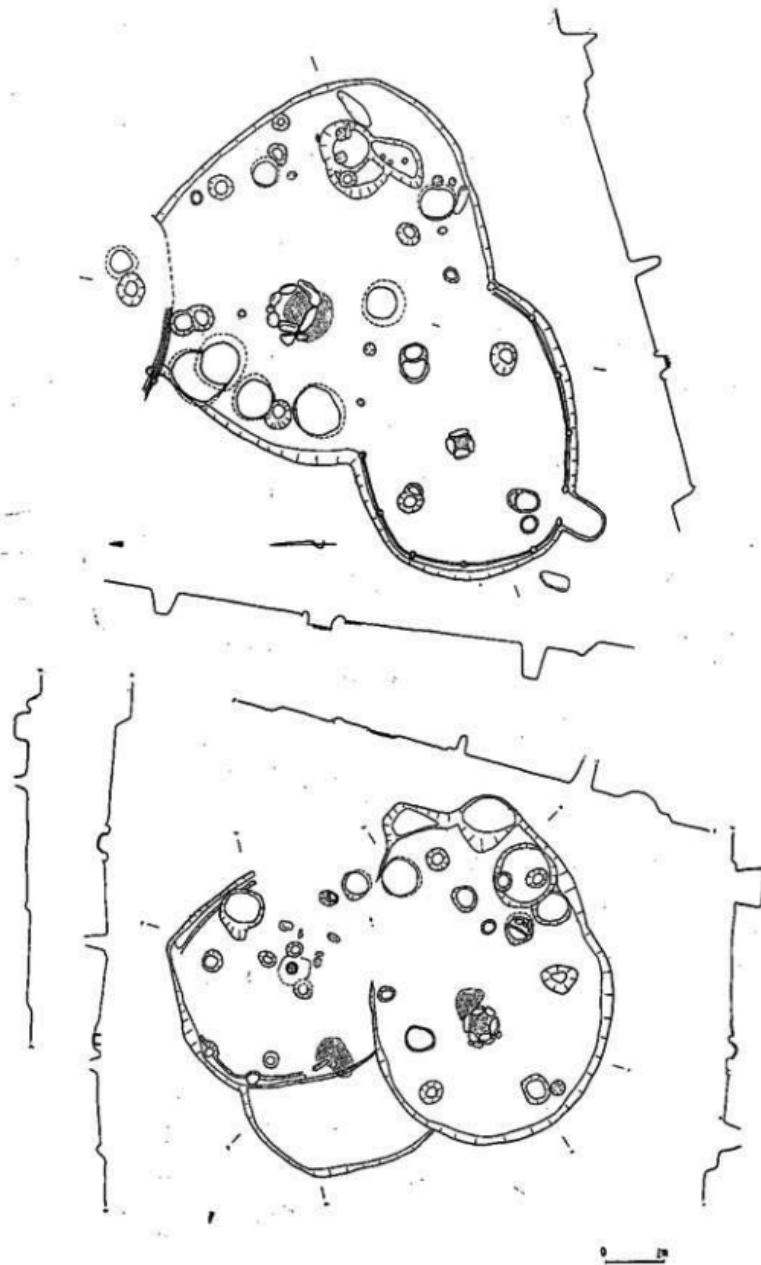


第4図 堪穴住居址実測図(2)
 (左上)第12号址, (右上)第13号址, (下)24号址 (縮尺100分の1)



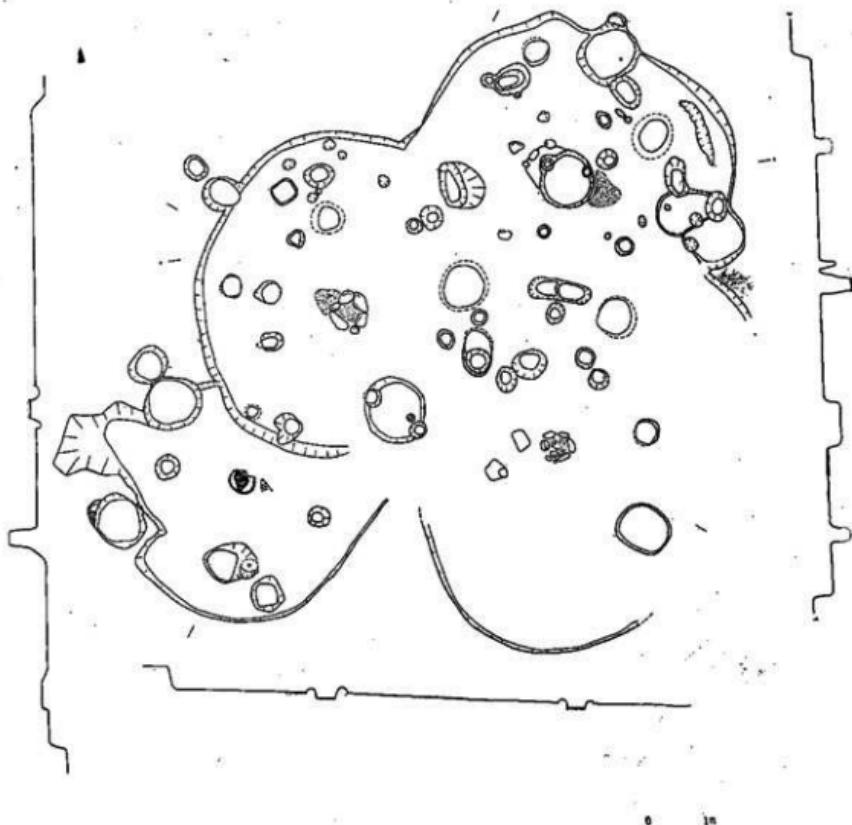
第5図 積穴住居址実測図(3)

(右下)第37号址, (左下)第40号址, (中)第47号址, (上)第38号址 (縮尺100分の1)



第6図 堅穴住居址実測図(4)

(上)第18, 28号住居址, (下)第55号(右)第49号, (左)第48号住居址 (縮尺100分の1)



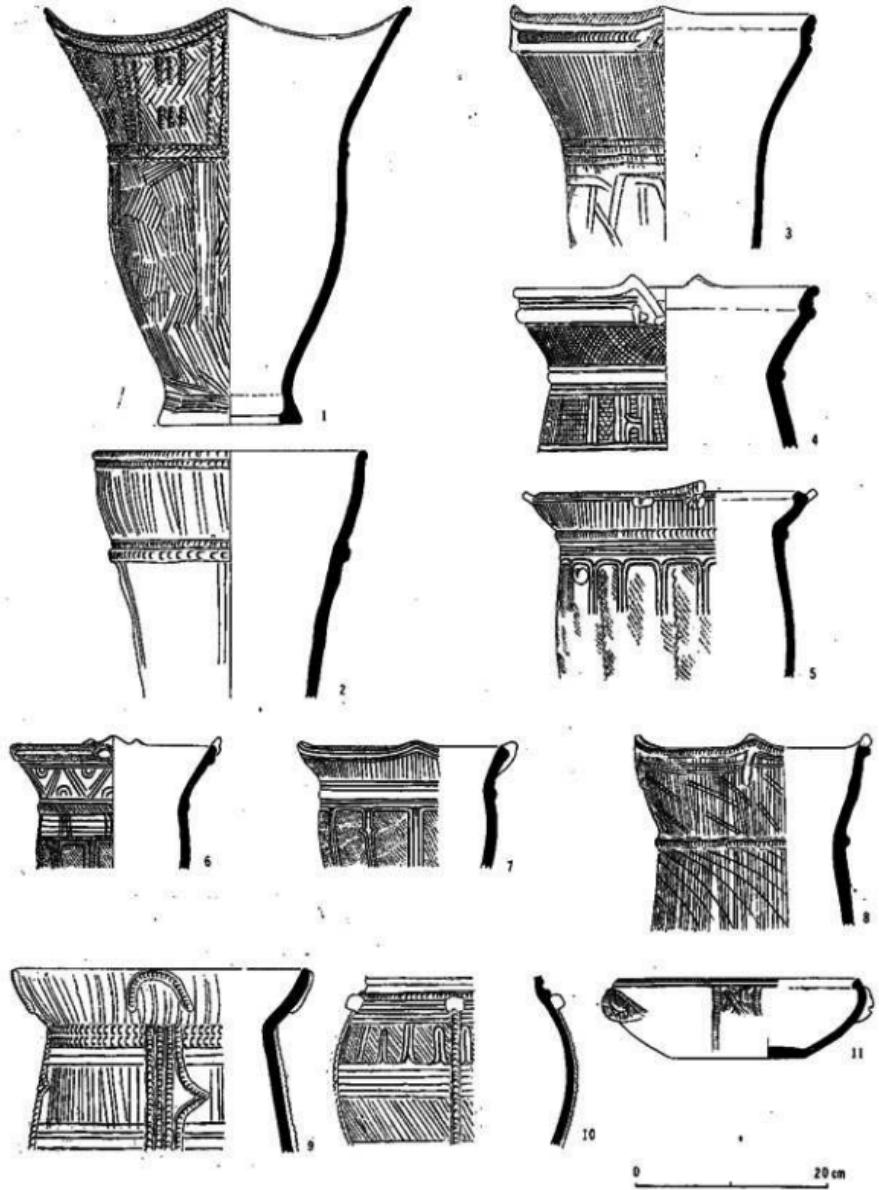
第7図 壴穴住居址実測図(5)
左から第56号, 52号, 51号, 50号住居址 (縮尺100分1)



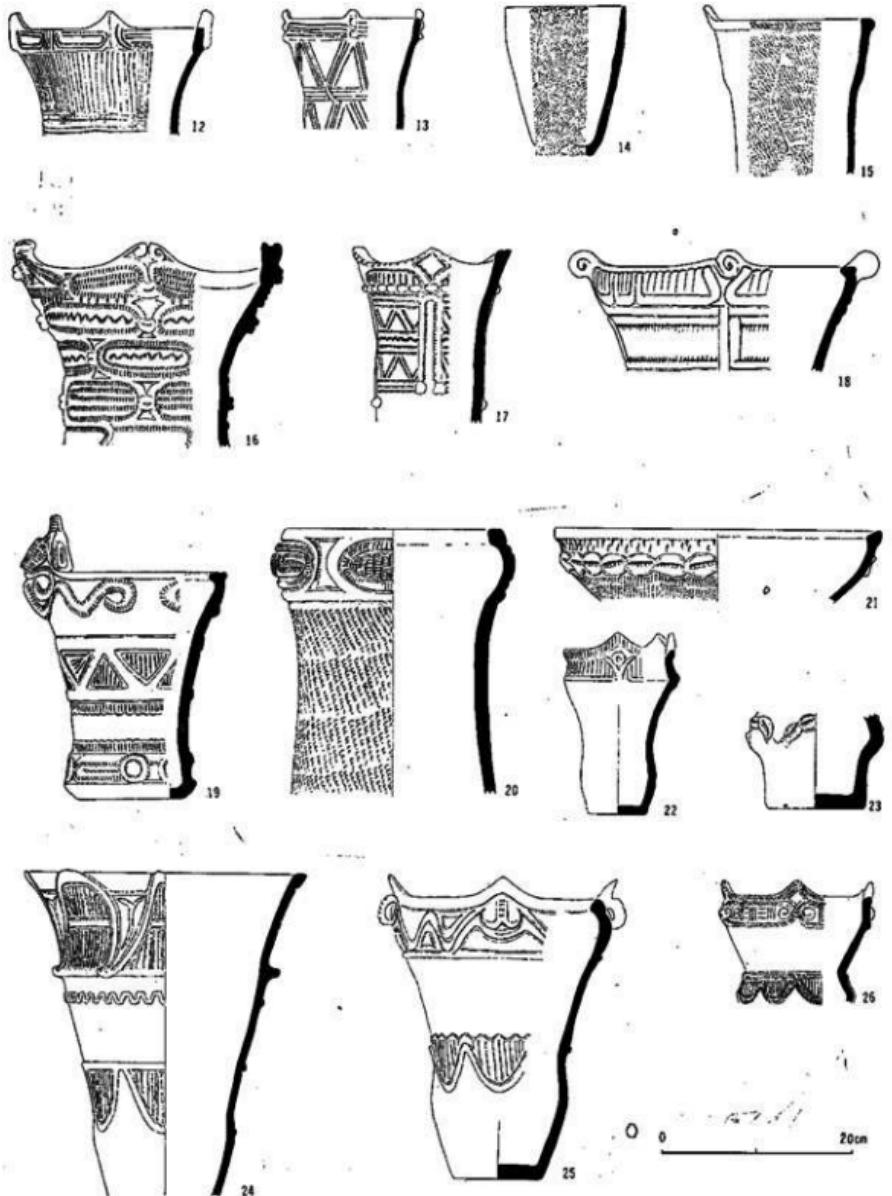
第8図 漢文式土器拓影(1) (縮尺 $1/3$)



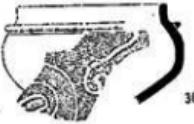
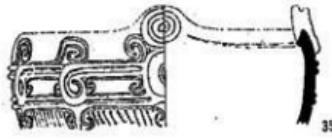
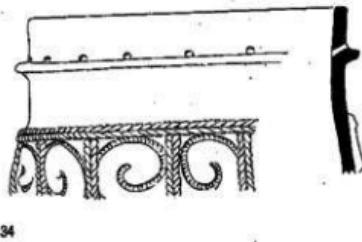
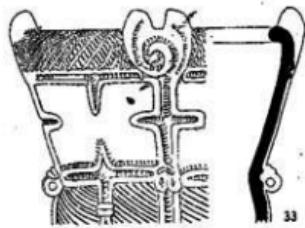
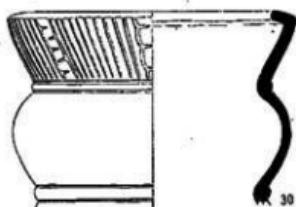
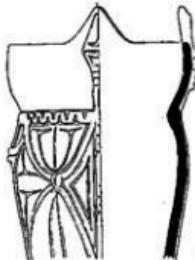
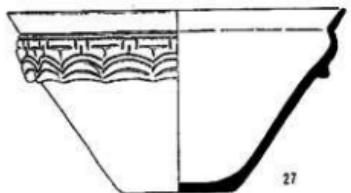
第9図 繩文式土器拓影(2) (縮尺 $1/3$)



第10図 桶文式土器実測図(1) (縮尺 $1/4$)



第11図 縄文式土器実測図(2) (縮尺 $1/4$)



0 20 cm

第12図 繩文式土器実測図(3) (縮尺1/4)



40



41

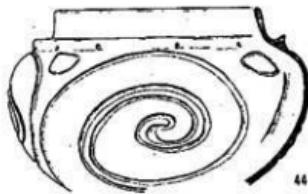


42

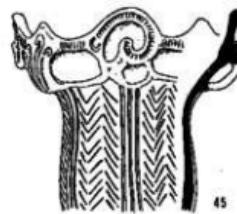


20 cm

43



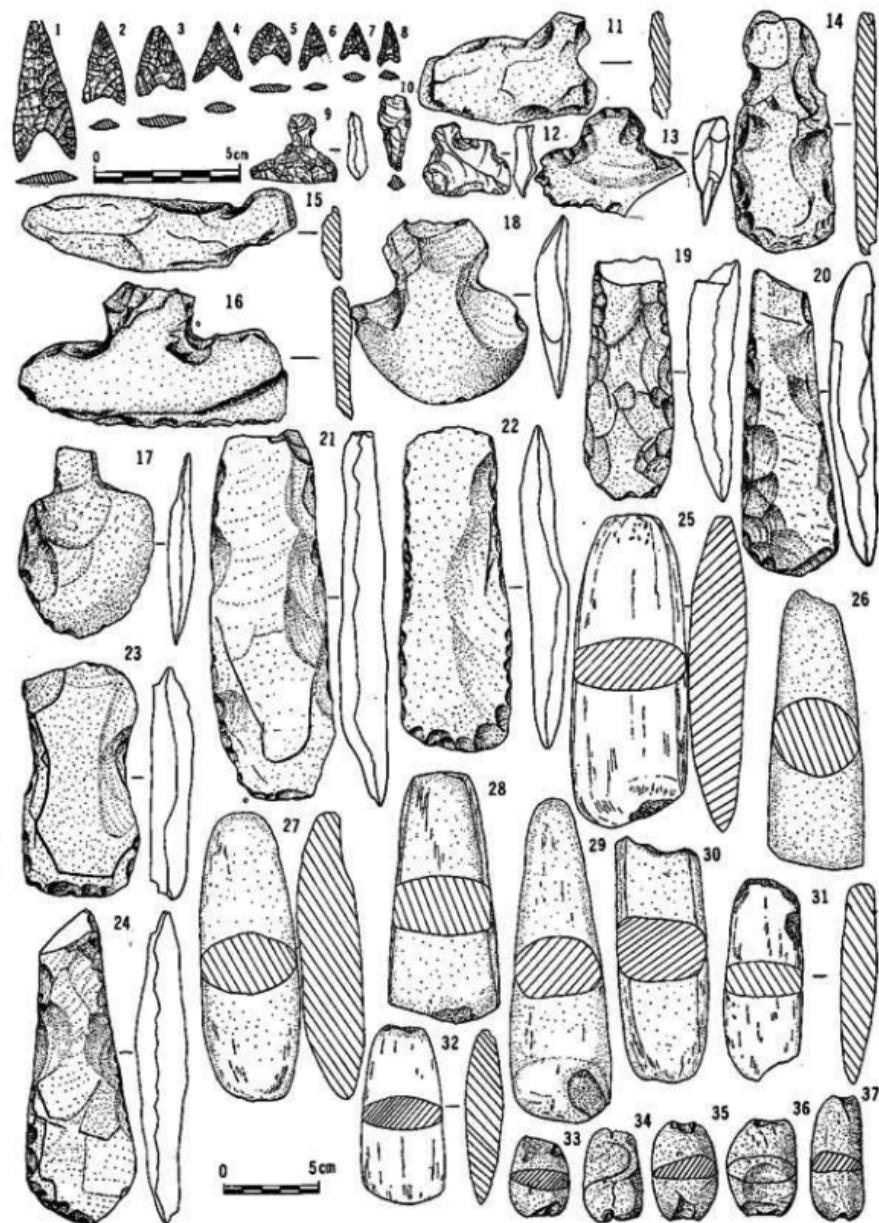
44



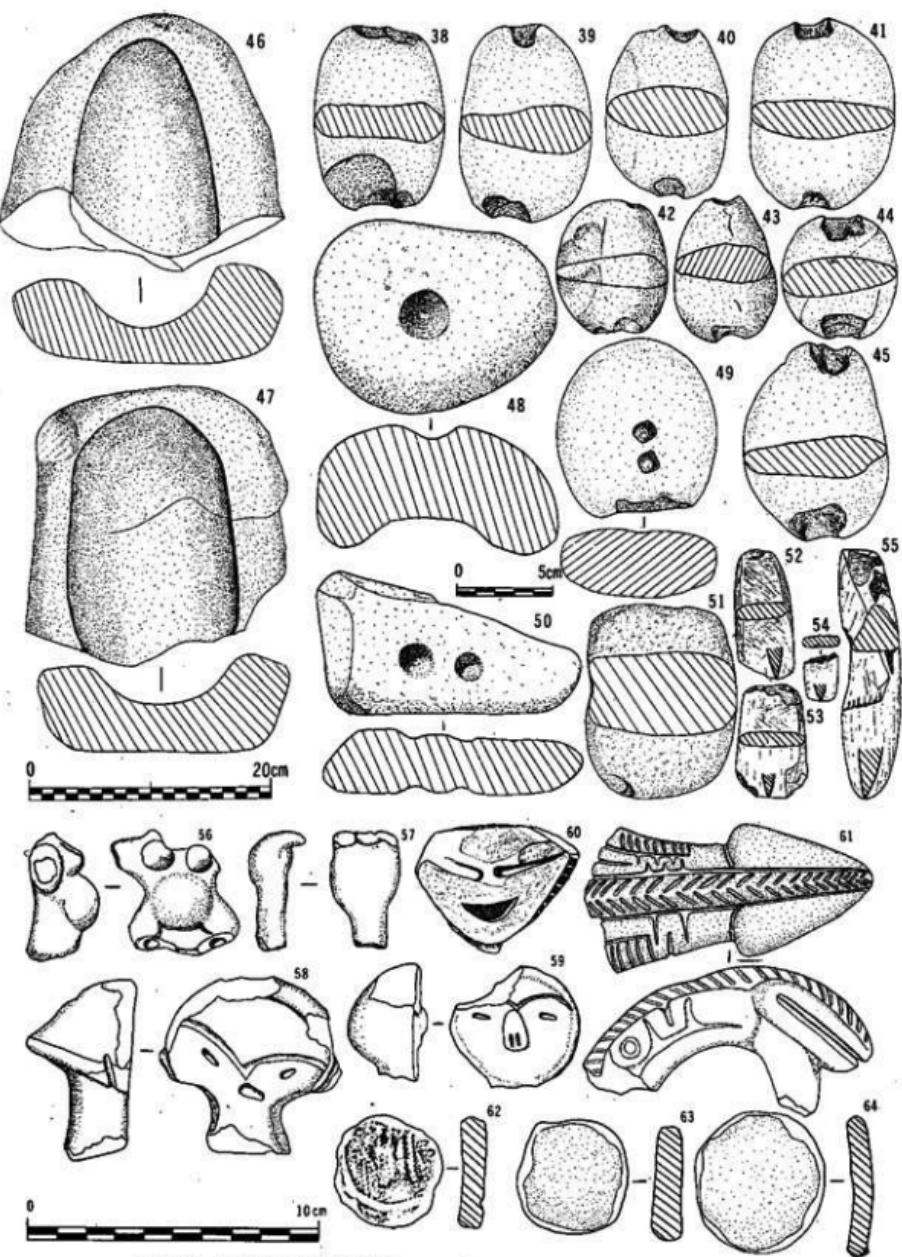
45



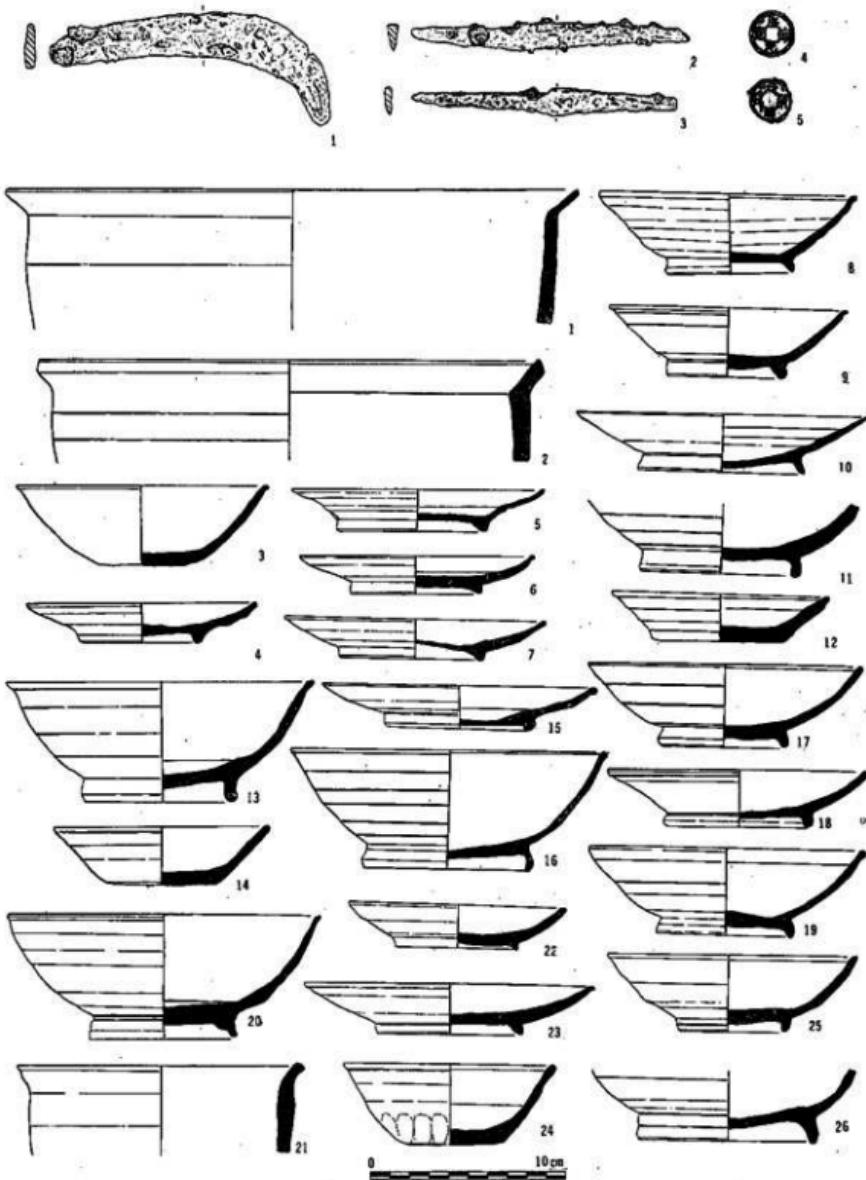
第13図 繩文式土器実測図(4) (縮尺 $\frac{1}{6}$)



第14図 石製品実測図 (縮尺 1~10 $\frac{1}{2}$ ・11~37 $\frac{1}{2}$)



第15図 石製品土製品実測図 (縮尺38~45, 50~55 $\frac{1}{2}$, 46~47 $\frac{1}{2}$, 56~64 $\frac{1}{2}$)



第16図 鉄製品、土師器、灰釉陶器実測図（縮尺2分の1）

月見松遺跡緊急発掘調査報告書

昭和 44 年 3 月 10 日 印刷
昭和 44 年 3 月 30 日 発行

発行所 長野県伊那市大字伊那萱井
伊那市教育委員会
印刷所 長野市中御所町 2030
大日本法令印刷株式会社

〔非売品〕

長野県伊那市月見松遺跡緊急発掘調査事業収支精算書

イ 収 入 ノ 部

区 分	昭和 43 年度 収入額	昭和 年度 収入予定額	計
市 費 負 担 金	700,000 円	—	700,000
県 費 補 助 金	300,000	—	300,000
国 車 補 助 金	1,000,000	—	1,000,000
計	2,000,000	—	2,000,000

ロ 支 出 ノ 部

区 分	昭和 43 年度 支出額	昭和 年度 支出予定額	計
発 掘 調 査 費	1,950,000 円	—	1,950,000
事 務 費	50,000	—	50,000
計	2,000,000	—	2,000,000

ハ

支 出 内 訳 明 細 書

種 别	摘要	全 額	備 考
賃 金	作業員	500,000 円	
報 價 金	調査団員	280,000 520,000	
旅 費	調査団員事務局	40,000	
需 用 費		350,000	
(消 耗 品 費)	写真フィルム及び材料他	150,000	
(食 料 費)	発掘調査打合会	50,000	
(印 刷 製 本 費)	報告書作製	150,000	
(役 務 費)	回数券他	5,000	
使 用 料 及 び 借 損 料	会場、器具、車、ブルト 一 ザー	55,000	
補 償、補 填 及 び 賠 償 金	作物補償金	250,000	
合 計		2,000,000 円	

